

国の施策・予算に関する 提案・要望書



秋田港新国際コンテナターミナル



平成24年6月
秋 田 県

《 目 次 》

番号	提案・要望事項	頁
I 震災復興に向けた支援の充実		
1	災害廃棄物の広域処理推進に向けた財政的措置の充実について	1
2	農産物等の放射性物質検査について（新規）	2
3	放射性廃棄物の効率的な処理について（新規）	3
II 大規模災害に備えた防災体制の整備		
1	大規模地震等に備えた防災対策の推進について（新規）	4
2	電力不足と災害時の安定供給確保のための抜本的な対策について	6
3	日本海側における地震・津波観測体制の充実強化について	7
4	災害時要援護者対策の推進について	8
5	医療施設の耐震化の促進について	9
6	石油製品備蓄の強化について（新規）	10
7	検視・身元確認用資機材の整備について（新規）	11
8	大規模災害対策用車両の整備について	12
III 地方にとって真に必要な「地域主権」の推進		
1	地域主権改革の推進について	13
IV 経済・雇用対策の充実		
1	雇用創出の基金による事業の終了を踏まえた新たな雇用対策制度の創設について	14
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	15
3	地域雇用対策における雇用維持と事業主都合離職者等の再就職支援について（新規）	17
4	離職者等再就職訓練事業委託費の支給要件緩和について（新規）	19

5	中小企業者に対する金融支援について	21
6	原油価格の高騰に伴う企業への影響緩和について（新規）	22
V 新たな成長産業への支援充実		
1	電子機器・部品産業の競争力強化および中小企業の新分野進出に対する支援の強化について（新規）	24
2	風力・太陽光発電の大規模導入に必要な系統強化や連系のルールづくりについて（新規）	25
3	風力発電の大規模導入に必要な規制の見直しや支援策の充実について	26
4	地熱発電導入支援策の拡充強化について（新規）	28
5	レアメタル等金属リサイクルの推進について（新規）	29
6	バイオエタノールの利用促進に向けた技術開発等への支援の拡充について（新規）	30
7	地域イノベーション創出の促進について（新規）	31
VI 新農林水産ビジネス等の創出		
1	新エネルギーの活用等による周年農業の確立に向けた支援制度の創設について（新規）	32
2	担い手の育成・確保に向けた施策の推進について（新規）	34
3	農業者戸別所得補償制度について	36
4	農用地土壌汚染対策の充実について	37
5	果樹の改植等対策予算の確保について	39
6	公務員獣医師・産業動物獣医師の確保対策について	40
7	畜産公共事業予算の確保について（新規）	41
8	農業農村整備対策予算の確保について	43
9	水産基盤整備事業予算の確保について（新規）	44
10	地球温暖化防止に資する森林整備と木材需要の拡大について（新規）	45

11	松くい虫・ナラ枯れ防除対策の充実強化について	47
VII 観光産業等を支える交通ネットワークの構築		
1	羽田空港発着枠の地方路線への配分について	49
2	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について	51
3	中国人観光客に対する「査証」の発給緩和について（新規）	53
4	観光による秋田の元気創出を支援する道路の整備推進について（新規）	55
5	日欧間の輸送手段の多角化について（新規）	57
VIII 少子化対策と子ども・子育て対策の充実		
1	出会い・結婚、仕事と家庭の両立支援など少子化対策の総合的な推進について	58
2	子ども・子育て支援施策の充実について	60
IX 地域医療対策の充実		
1	地域における医師確保に対する支援の強化について	62
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	64
3	がん対策の推進について	65
4	現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について（新規）	67
5	子宮頸がん等ワクチンの定期予防接種化及び同ワクチン接種緊急促進事業の継続について	68
6	特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について	69
X 次代を担う人材育成のための教育の充実		
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	70
2	地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について（新規）	72
3	保育所運営費の拡充について	74

4	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	76
X I 公共基盤整備の着実な促進		
1	高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	78
2	日本海側拠点港としての秋田港の整備促進と能代港の拠点化形成への支援について	80
3	産業・生活を支える国道7号の整備促進について（下浜道路・秋田南バイパス）	82
4	地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の推進について	84
5	河川改修事業及び砂防事業等の推進について	86
6	ダム建設事業の促進について	88
X II 環境保全対策の推進		
1	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業への支援の継続について	90
2	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	91
3	国立公園における公園事業について（新規）	93
X III 安全・安心な暮らしの確保		
1	消費者行政の充実に向けた支援の拡充について（新規）	94
2	地上デジタルテレビ放送視聴への支援について	95
3	自殺対策の推進について	96
4	警察官の増員について	97
5	冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について	98

I 震災復興に向けた支援の充実

I - 1 災害廃棄物の広域処理推進に向けた財政的措置の充実について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

災害廃棄物の受入に協力する自治体の財政負担を軽減し広域処理を推進するため、放射能測定に係る費用については、限度額を撤廃し、全額、国庫補助の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県では、国及び岩手県から受入要請のあった同県沿岸北部地域の災害廃棄物について、4月23日から岩手県宮古市の可燃系混合物の処理を行っています。

受入にあたっては、地元住民の要望などを踏まえ、放射性物質等に係る調査を入念に行うことにより、災害廃棄物の安全性を確認し、住民の理解を得た上で処理を進めています。

今後とも、放射能に関するモニタリングを継続し、情報公開を徹底することが、県民の一層の理解と協力を得るためには不可欠であります。

- (2) 国においては、放射能測定の費用について、住民の安心確保のために必要な経費として、この4月1日から国庫補助の対象としていただいたところです。

しかしながら、補助額は処理費用全体に対する一定の比率（1.5～4.5%）により算出した額を限度とするため、受入規模が比較的小さい県内自治体の場合には、国費だけでは住民の要望に応えられる十分な測定を行えないおそれがあります。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

I - 2 農産物等の放射性物質検査について

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）
農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

- (1) 国の新基準と事業者の自主基準が存在し、混乱を招いていることから、国民及び事業者等に対し、新基準の安全性について、きめ細かく丁寧な説明をするとともに、風評被害の防止に取り組むこと。
- (2) 空間放射線量やこれまでの検査結果を踏まえるなど、科学的根拠に基づき検査対象区域の見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の定めた食品中の放射性物質の新基準値について、各方面において説明し、県民の理解が得られるよう努めています。
一方、独自の基準により不検出を出品条件とする事業者もあり、安全性の基準について混乱を招いていることから、消費者や実需者が安心して食品を購入するとともに、風評被害を防止するためにも、新基準値の妥当性について、科学的に説明し、広く国民に周知する必要があります。
- (2) 原子力災害対策本部の定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）では、これまでの検査結果に加え、放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等を踏まえて対応するとされています。
当県は17都県の一つに指定されていますが、これまで大気・水道・降下物のいずれも問題の無い数値で推移しているほか、隣接する自治体との地形等やこれまでの検査結果を考慮すると、検査対象区域の見直しが必要と考えます。

（県担当課室名 農林水産部農業経済課）

I - 3 放射性廃棄物の効率的な処理について

農林水産省生産局

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

- (1) 放射性物質に汚染された指定廃棄物の処理については、国において現在の所在地で行うとの考え方を示しているが、当県のように少量の稲わら以外、汚染物質が存在しない場合などに限っては、集中的な処理を進めるなど、効率的な方式を検討すること。
- (2) 汚染稲わら等については、保管場所が特定されると、所有農家の経営や生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、指定廃棄物としての指定状況の公表等について慎重に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国の基本的な考え方では、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物は、国が責任をもって処理することとされており、また、処理に当たっては、当該指定廃棄物が排出された都道府県の既存廃棄物処理施設の活用を最優先し、困難な場合には仮設焼却炉等を設置することとしています。
- (2) しかしながら、当県では、既存廃棄物処理施設の活用について、地域の合意を得ることは極めて困難であり、また、少量の稲わら以外に指定廃棄物に該当する汚染物質はなく、この処理のみの仮設焼却炉を設置することは甚だ非効率と考えます。
- (3) このため、指定廃棄物の迅速かつ効率的な処理に当たっては、県域を越えた広域的かつ集中的な処理方式も検討する必要があります。
- (4) また、汚染稲わら等の保管場所が特定されると、個別農家の経営や生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、今後、指定廃棄物の申請を行った場合には、指定状況の公表等について慎重に取り扱う必要があります。

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

Ⅱ 大規模災害に備えた防災体制の整備

Ⅱ－１ 大規模地震等に備えた防災対策の推進について

国土交通省水管理・国土保全局、道路局、港湾局

【提案・要望の内容】

今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震のみならず、日本海を震源域とする地震の防災対策においても、必要な財源措置を講ずること。

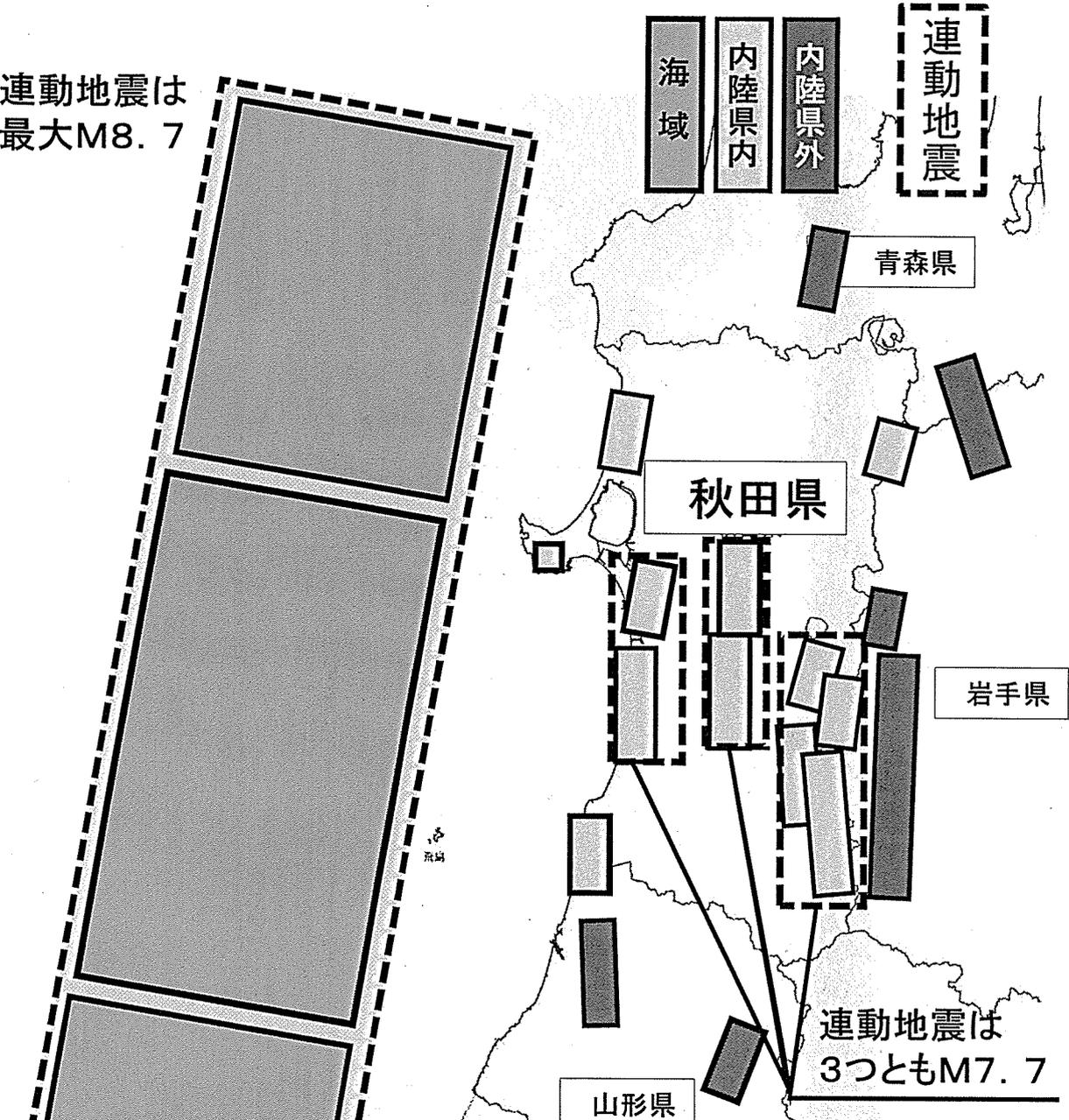
- (１) 大規模地震等災害発生時の人員や物資輸送を担う緊急輸送道路の既設橋梁の耐震補強、斜面崩落危険箇所や落石危険箇所の安全対策。
- (２) 津波被害等を防ぐため、海岸施設、港湾施設及び河川施設の嵩上げ、耐震化、液状化対策。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、東日本大震災を踏まえ日本海や内陸部において発生が予想される地震の規模、被害想定などの調査を行っています。
この地震想定調査の結果に基づいて、災害発生時にも救急救命活動や物資輸送のネットワークを確保できるよう、また、海岸施設、港湾施設及び河川施設の被害を最小限に抑え、県民が安心して暮らせる災害に強い県土づくりを強力的に推進していくこととしています。
- (２) 橋梁の耐震化や道路斜面の危険箇所対策はこれまでも進めてきましたが、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強率は、平成23年度末で68%であり、道路斜面の崩落、落石危険箇所への対策も充分ではありません。
- (３) 海岸施設、港湾施設は、日本海中部地震の被害を受けて一部嵩上げの対応をしておりますが、上記想定調査の結果を受けての海岸施設、港湾施設及び河川施設の嵩上げ、耐震化、液状化対策などが急務となります。

「秋田県地震被害想定調査」 想定地震の震源域と規模

連動地震は
最大M8.7



想定調査と防災対策のスケジュール（予定）

平成24年度				平成25年度				
4月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
地震動想定				地域防災計画の見直し				
津波シミュレーション								
各種被害想定等								
				防災対策の推進				

（県担当課室名 建設部道路課、河川砂防課、港湾空港課）

Ⅱ－２ 電力不足と災害時の安定供給確保のための抜本的な対策について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 電力不足に対する抜本的対策として、現在計画がありながら着工に至っていない発電所の建設を促進するため、国が達成までの道筋を示し、強力な支援策を講ずること。
- (2) 東日本全体で、災害時における電力の安定供給を確保するため、国の主導により、日本海側に基幹送電線を新設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災により、太平洋側の原子力・火力発電所が甚大な被害を受け、東北電力、東京電力の電力供給力が大きく不足しています。
しかし、原子力発電所については、施設そのものの被害に加え、安全に対する国民の信頼が大きく揺らいでおり、再稼働については不透明となっています。
そのため、現在計画中の火力発電所（能代3号機）や地熱発電所（山葵沢）の建設を促進するとともに、ダム建設計画と一体となった水力発電所（成瀬）の建設を促進する必要があります。
- (2) 東日本大震災により、太平洋側に送電網が偏重していること、及び、日本海側における送電網の脆弱性が明らかとなったことから、日本海側にも基幹送電線を新設して、それらに相互のバックアップ機能を持たせ、電力の安定供給体制を強固なものにする必要があります。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅱ－３ 日本海側における地震・津波観測体制の充実強化について

内閣府政策統括官（防災担当）
文部科学省研究開発局
国土交通省気象庁

【提案・要望の内容】

北海道沖から新潟県沖までの日本海東縁部において発生が予測される地震・津波に関し、海底地震計や潮位計の整備を含め、地震・津波観測体制の充実強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成19年の能登半島地震及び新潟県中越沖地震をはじめ、平成5年の北海道南西沖地震、昭和58年の日本海中部地震など、日本海側を震源とする地震が多発しています。
また、平成23年の東北地方太平洋沖地震は、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらしており、日本海側においても同規模の地震発生を想定した防災対策の確立が急務となっています。
- (2) こうしたことから、今年度当県では、地域防災計画の全面的な見直しに向けて地震被害想定調査を実施しており、この調査結果をもとに市町村や関係機関と一体となって防災対策の充実・強化を図ることとしています。
- (3) 太平洋沿岸地域においては、従来から、「地震防災戦略」の策定や地震及び津波の調査研究体制の強化が図られており、さらに、平成27年度からの本格運用に向け、海底地震計の設置等、「日本海溝海底地震津波観測網」の整備が図られることとなっています。
- (4) しかしながら、当県を含む日本海沿岸地域においては、研究用を除き海底地震計の設置も行われておらず、地震及び津波の観測体制の充実強化が必要となっています。

(県担当課室名 総務部総合防災課)

Ⅱ－４ 災害時要援護者対策の推進について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の趣旨に沿って、市町村が福祉避難所を指定するために行う施設のバリアフリー化や必要な設備の設置、物資・器材の備蓄に要する費用に対する財政支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災を受けて、被災時の要保護者の安全を確保するため、福祉避難所の必要性が改めて認識されており、市町村における福祉避難所の指定に向けた取組を促進する必要があります。
- (2) 厚生労働省が平成20年6月に作成した「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」では、福祉避難所の指定要件例として、原則としてバリアフリー化されていること、バリアフリー化されていない施設を指定する場合は障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることとされています。また、地域における身近な福祉避難所を小学校区に1箇所程度の割合で指定することが望ましいとされています。
当県では、平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を作成し、この中で当該ガイドラインに沿って福祉避難所の指定に努めるよう市町村の取組を促してきています。
- (3) しかし、平成24年3月末現在、県内25市町村のうち福祉避難所を指定しているのは8市町村にとどまっており、この理由の一つに、施設・設備等の整備に要する財源の確保が難しいことが挙げられています。

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課)

Ⅱ－５ 医療施設の耐震化の促進について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

病院の耐震化を促進するため、医療施設耐震整備事業の補助基準額及び対象施設を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 建築物耐震改修促進法に基づく国土交通省の基本指針（平成18年1月）では、病院を含む特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることを目標としておりますが、当県における病院の耐震化率は、平成22年10月1日現在で64.9%にとどまっています。
- (2) 病院の耐震化を促進するための現行の医療施設耐震整備事業では、補助対象施設から公的病院が除かれているほか、二次救急医療施設に限定されているため、当県の未耐震の病院のほとんどが補助対象となっていません。
- (3) 一方、平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金については、補助基準額が医療施設耐震整備事業に比べて大幅に拡充されたほか、公立病院及び公的病院が補助対象とされています。このため、当県では2病院がこの交付金を活用し、耐震化を図ることとしていますが、当該交付金制度は、平成24年度で終了することになっています。
- (4) 当県では、東日本大震災の経験を踏まえ、震災時の医療を確保するため、病院の耐震化を促進することが喫緊の課題となっています。
このため、医療施設耐震整備事業の補助基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金並みに拡充するほか、対象施設を二次救急医療施設以外の病院にも拡大することが求められています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

Ⅱ－６ 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、東日本の備蓄拠点として男鹿市の国家石油備蓄基地等を活用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災の際は、製油所や油槽所等が被災して石油製品の供給が困難になり、ガソリンスタンドでの行列や、緊急車両や重要拠点等への給油困難などの事態が生じたことから石油備蓄の放出が行われましたが、石油備蓄が基本的に原油で行われていたことなどのため、その効果が速やかに現れませんでした。
- (2) 重油やガソリンなどの石油製品の形で行われる備蓄を増やし、かつ全国的に地域分散型で行われることにより、供給までの時間短縮につながると考えられますが、現在石油製品の備蓄が行われている製油所や油槽所については、製油所は被災の可能性があること、また油槽所は、備蓄積み増しのための場所的な余裕が無いことが考えられます。
- (3) 当県の男鹿市にある石油備蓄基地やその周辺地域には石油備蓄のための設備運用や安全対策面での蓄積があり、この地域に石油製品の備蓄機能を持たせることは全国的な配置の観点から適切と考えられます。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅱ－７ 検視・身元確認用資機材の整備について

警察庁長官官房、刑事局

【提案・要望の内容】

大規模災害等発生時に、複数の検視・遺体安置所において、多数の遺体の検視・身元確認活動を迅速かつ的確に行うため、検視・身元確認に使用する資機材を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、15,000体を超える多数の遺体の検視・身元確認を行いました。遺体収納袋やゴム手袋、注射器などの消耗品が不足したことにより活動が停滞した一方で、ストレッチャー、検視台などの装備の有用性が改めて確認されるなど、多くの反省・教訓が得られました。
- (2) 秋田県地域防災計画では、マグニチュード7.0から7.5の地震を最大被害と想定、死者は1,000人以上に達するとされており、検視・身元確認に当たっては、遺族感情にも配慮した迅速かつ的確な対応が求められます。
- (3) 大規模災害等発生時には、多数の遺体を収容するため複数の検視・遺体安置所が設置されることとなりますが、それぞれの活動拠点において万全の体制で任務を遂行できるよう、検視・身元確認用資機材を整備することが必要です。

(県担当室課名 警察本部刑事部捜査第一課)

Ⅱ－８ 大規模災害対策用車両の整備について

警察庁長官官房、警備局

【提案・要望の内容】

大規模災害等発生時に、広域緊急援助隊等各部隊の活動拠点となり、野外自活しながら災害警備活動等を行うことができるよう、各種災害用装備資機材、野外自活用装備資機材等を常時積載した大規模災害対策用高機能車両を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災における被災地活動では、各種災害用装備資機材の不足に加え、野外自活用装備資機材を見直す必要があったほか、部隊ごとの拠点の確保が困難であるなどの問題点が挙げられました。
- (2) 各種装備資機材については、広域緊急援助隊等の各部隊ごとに必要な装備資機材が異なるほか、発災後は物流の停止により調達が困難となるため、平素から非常用食糧、燃料、発動発電機等を含めた物資の備蓄が必要です。
- (3) 部隊拠点の確保及び野外自活装備については、拠点を建物ではなく移動が容易な車両とし、1台又は2台の車両に、災害用装備資機材のほか非常用食糧、テント、トイレ、発動発電機、燃料等の自活資機材を積載した高機能車両（乗車人員10人程度・4輪駆動・パンクしない等）を整備する必要があります。また、車両については、各部隊ごとに活動時期・活動内容・活動場所が異なることから、各部隊用として別に整備することが必要です。

(県担当課室名 警察本部警備部警備第二課)

Ⅲ 地方にとって真に必要な「地域主権」の推進

Ⅲ－１ 地域主権改革の推進について

内閣府地域主権戦略室

総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 国から地方への税源移譲を進め、国と地方の税源配分を是正するとともに、税源の偏在が少なく安定的な地方税体系を構築すること。また、豪雪等特別の財政需要に対応する特別交付税を含む地方交付税の財源保障・財源調整機能が十分に図られるよう、法定率の引き上げを含め、その総額を確保し、地方の財政基盤の充実強化に努めること。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の自主裁量を拡大し、地方が真に必要なとする事業が確実に実施できるよう、さらに対象事業を拡充するとともに、その拡充に見合った交付金額を確保すること。
また、地方自治体に対し早期に情報提供するとともに、国の関与が最小限となるよう、手続・運用面を改善すること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しにあたっては、地方分権改革推進委員会による勧告があったのもの具体的な見直しがなされていない事項について、具体的な工程表を示し、早急に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方においては、徹底した行革努力を行いながら、住民福祉や雇用創出などのために必要不可欠な行政サービスを提供していますが、地方の財源不足は常態化しており、安定した財政基盤の確立が求められています。
- (2) また、地域自主戦略交付金の拡充や2次にわたる一括法の成立など、地域主権改革の実現に向けた取組が進められていますが、地方の自由度・裁量度を高めるためには、一層の見直しが必要です。
- (3) 当県では、住民サービスの向上や事務事業の効率的・効果的な実施などを図るため、県・市町村の事務事業等について一体化して処理する「機能合体」等の取組も行っており、国・県・市町村を通じた重複行政の排除やスリム化・効率化に取り組んでおります。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

IV 経済・雇用対策の充実

IV-1 雇用創出の基金による事業の終了を踏まえた新たな雇用対策制度の創設について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (1) ふるさと雇用再生特別基金事業が終了し、緊急雇用創出事業も平成24年度の計画事業分で終了の予定だが、地方の雇用情勢は依然として厳しい現状にあり、地域の雇用創出のために効果的な雇用対策制度を創設すること。
- (2) 新たな制度においては、雇用期間制限等の要件を緩和し、地域の創意を活用可能な柔軟な内容にすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) リーマンショック以降の非常に厳しい雇用情勢に対応するため、当県においては、雇用創出の基金による事業を活用し、失業者に対する雇用・就業機会の創出を行い、これまで一定の成果をあげてきました。
- (2) 最近になって、雇用情勢は回復傾向にあるものの、歴史的な円高や世界経済の動向等の影響を受けた大企業における全国的な生産拠点の整理・統廃合や事実上の経営破綻などが出現しております。こうした状況は地方経済にも波及し、当県においても、倒産や工場閉鎖、協力工場に対する契約解除などが見られ、今後の雇用情勢悪化が心配な状況です。
- (3) 一方、雇用創出の基金による事業は、平成24年度で終了の予定であり、平成25年度以降、求職者の増加が懸念されております。
- (4) こうした現状に対応するため、雇用創出の基金による事業に代わる新たな雇用対策制度が必要です。新たな制度の創設にあたっては、現行事業の課題を踏まえ、雇用期間制限等の要件緩和のほか、地域の実情に沿って創意工夫を反映できる柔軟な制度とすることが必要です。

(県担当課名 産業労働部雇用労働政策課)

IV-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、地域別最低賃金制度の見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県の賃金水準は全国で低位ですが、賃金をはじめとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。

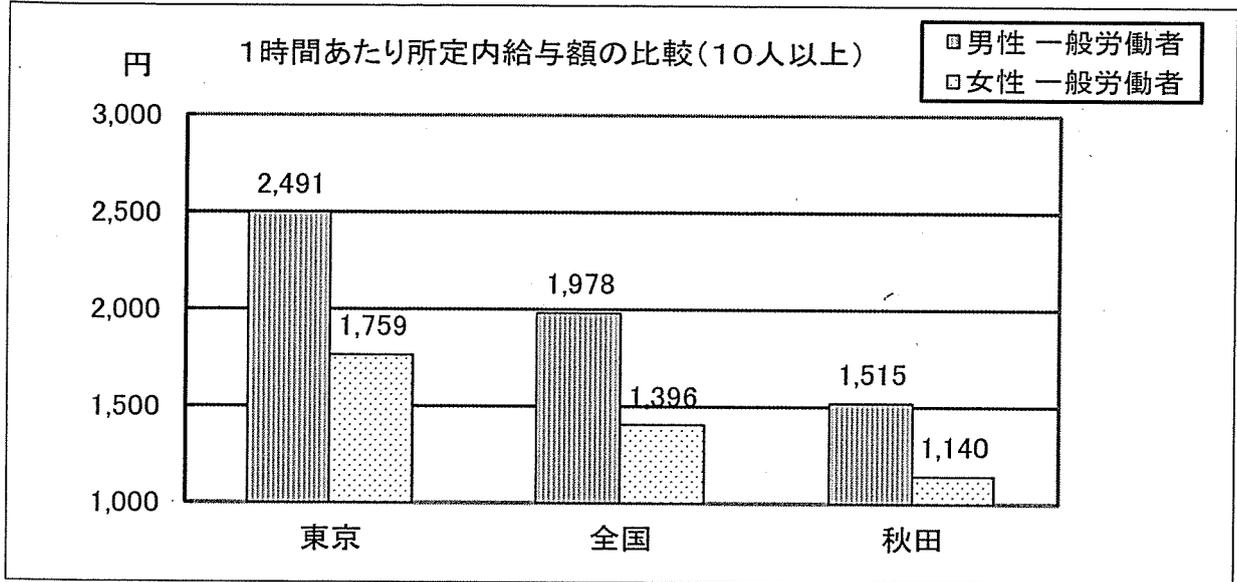
また、長引く円高や世界的な経済危機の影響等により、当県においては工場閉鎖や倒産、事業縮小などが見られ、今後の雇用環境悪化が懸念されております。

(2) 当県では、労働時間等の法令・制度の遵守や雇用環境改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などにより、最低賃金をはじめとした労働関係諸制度の啓発活動に取り組んでいます。

(3) 平成23年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額において、Aランクでは、4円引き上げの改定額が示される一方、Bランク以下では、一律1円の引き上げ額が提示されたほか、生活保護水準との乖離額解消に努めることとされました。その結果、都市部と地方の最低賃金の格差は、ますます拡大する状況にあります。

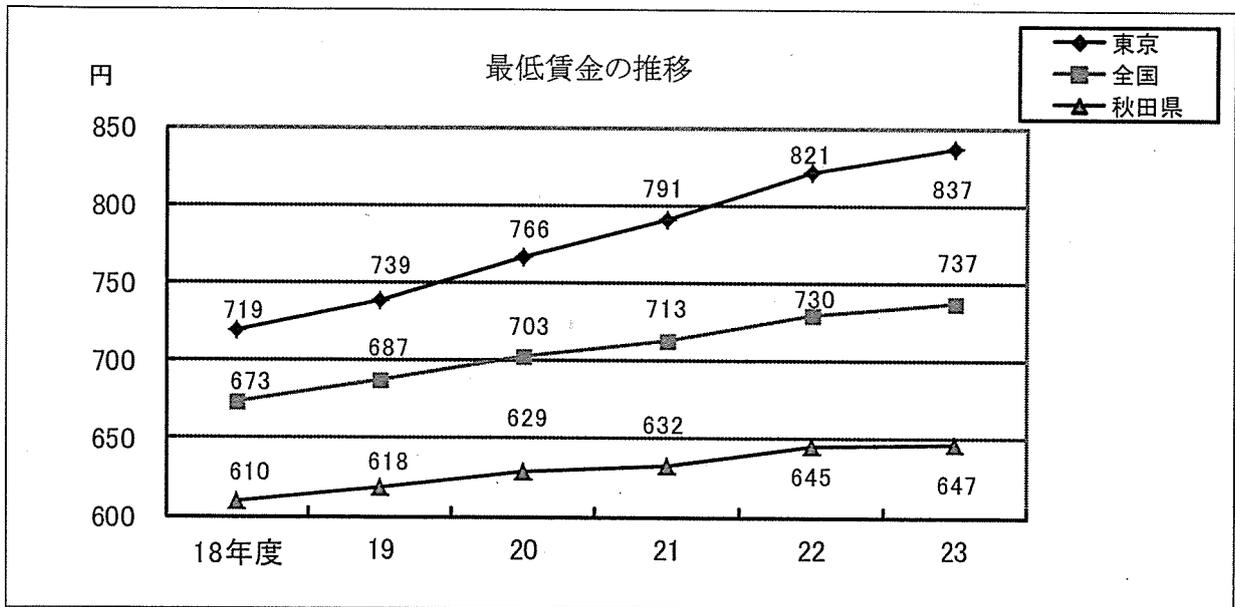
国においては、全国一律最低賃金制度などについても検討されておりますが、こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図る意味からも、地域別最低賃金制度のさらなる見直しを行う必要があります。

1 1時間当所定内給与額の比較



(出典：平成23年賃金構造基本統計調査(厚生労働省))

2 最低賃金の推移



3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅳ－３ 地域雇用対策における雇用維持と事業主都合離職者等の再就職支援について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

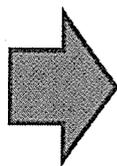
- (1) 企業の組織再編の影響を受ける協力会社等の雇用維持のため、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について、円高に伴う特例に準じた支給要件に緩和すること。
また、これらの企業等が事業転換を図る場合にあっては、相当程度の期間と経費を要することから、支給限度日数の拡大と教育訓練費を加算すること。
- (2) 雇用情勢の厳しい地域では、年齢にかかわらず就職が進みにくい状況が続いていることから、事業主都合離職者の正規雇用に対し、新たな助成制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域の経済・雇用情勢に大きな影響力を持つ企業の組織再編に伴って、関連会社、取引企業との契約解除等が予定されており、相当数の離職者の発生が懸念されています。
このため、これら企業の雇用を維持し、離職者の発生を最小限に食い止めるため、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）について、円高に伴う特例に準じた支給要件の緩和により、当該制度の利用をさらに促進させることが必要となっています。
また、これらの企業等が雇用を維持しつつ、事業転換を図る場合にあっては、相当程度の期間と経費を要することになります。このため、地域社会の新たな活力につながる事業転換を、当該助成金の支給限度日数の拡大と教育訓練費の加算により、強力に後押ししていただくことが必要です。
- (2) 国では、これまで若年者等正規雇用化特別奨励金等の支援事業を実施していましたが、本年６月で終了しました。しかしながら、雇用情勢が厳しい当県では、年齢にかかわらず再就職が進みにくい状況が続いており、加えて
(1) のとおり、今後、相当程度の事業主都合離職者の発生が予想されます。
このため、地域の雇用情勢に応じ、事業主都合離職者の正規雇用を支援する新たな助成制度の創設が必要となっています。

○雇用調整助成金関係(中小企業雇用安定助成金含む)

現状	要望内容
経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上額などが、その直前の3か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少していること	経済上の理由により、最近1か月の生産量、売上額などが、その直前の1か月または前年同期と比べ、原則として5%以上減少する見込みであること
支給限度日数 3年300日	支給限度日数の拡大 1年300日など ※その他、震災時の特例に準じ、TDK再編・エルピーダ会社更生法の影響によるものを、要件として別カウントすることなど。
教育訓練費 大企業 2,000円又は4,000円 中小企業 3,000円又は6,000円	教育訓練費の加算 事業所内も6,000円など



○若年者等(40歳未満)の雇入助成金関係

名称	概要	助成内容
①若年者等正規雇用化特別奨励金 (平成24年3月31日まで)	就職が困難な年長フリーター等 や採用内定を取り消された就職 未決定者を期間の定めのない 労働契約により正規雇用する事 業主に対して助成	対象者1人につき、50万円 中小企業事業主の場合は100万円
②3年以内既卒者採用拡大奨励金 (平成24年6月30日まで)	大学等を卒業後3年以内の既卒 者も対象とする新卒求人を出し 、正規雇用した事業主に対し 助成	対象者1人につき、100万円 (1事業所につき1人まで)
③3年以内既卒者トライアル雇用奨励 金 (平成24年6月30日まで)	中学・高校・大学等を卒業後3年 以内の既卒者(平成21年3月以 降)を有期雇用での育成期間を 経て正規雇用に移行させた事 業主に対して助成	有期雇用期間: 対象者1名につき月額10万円(最長3 か月間) 有期雇用終了後に正規雇用に移行さ せた場合:対象者1人につき、50万円
④既卒者育成支援奨励金 (平成24年3月31日まで)	長期の育成支援が必要な既卒 者(平成21年3月以降)を有期雇 用し、育成のうえ正規雇用に移 行させた成長分野等(環境等) の中小企業事業主に対して助 成	有期雇用期間:対象者1人につき、月 額10万円(3か月の座学等を含む原則 6か月) 有期雇用終了後に正規雇用に移行さ せた場合:対象者1人につき、50万円
⑤試行雇用奨励金(トライアル雇用) 若年者等 40歳未満 → 45歳未満 (平成24年度から)	職業経験、技能、知識等から就 職が困難な特定の求職者層等 にトライアル雇用を実施した場 合に助成	対象者1人につき、月額4万円 (最長3か月間)

※①～④は、平成24年3月31日又は平成24年6月30日までの時限措置

○中高年齢者等の雇入助成金関係

名称	概要	助成内容
⑤試行雇用奨励金(トライアル雇用) 中高年齢者 45歳以上	職業経験、技能、知識等から就 職が困難な特定の求職者層等 にトライアル雇用を実施した場 合に助成	対象者1人につき、月額4万円 (最長3か月間)
⑥特定就職困難者雇用開発助成金	高年齢者(60歳～64歳)等をハ ローワークの紹介により継続し て雇用する労働者として雇い入 れた場合、賞金相当額の一部を 助成	対象者1人につき、90万円 (短時間労働者は60万円)

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IV-4 離職者等再就職訓練事業委託費の支給要件緩和について

厚生労働省職業能力開発局

【提案・要望の内容】

今後、大量の離職者の発生が懸念され、更なる訓練の拡充が必要と見込まれることから、委託事業者の負担軽減を図り、事業拡大を促進させるために、委託費の支給要件を次のとおり緩和すること。

- (1) 就職支援経費（インセンティブ）の単価を引き上げること。
また、有効求人倍率が全国平均を下回る地域については、就職支援経費（インセンティブ）の支給要件である訓練終了3か月後の就職率の適用基準を引き下げること。
- (2) 訓練実施経費の単価を引き上げること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域の経済・雇用情勢に大きな影響力を持つ企業の組織再編に伴って、関連の協力会社、取引企業との契約解除等が予定されており、相当数の離職者の発生が懸念されています。
大量の離職者発生に対応するためには、さらに職業訓練を拡充し、離職者のスムーズな再就職促進に万全の体制を整える必要があります。
当県の有効求人倍率は全国平均を大きく下回っており、就職支援経費の支給要件に全国一律の就職率を適用されることは、委託事業者にとって大きな制約となっています。
- (2) 委託訓練受講者の就職支援を行うため、平成24年度から就職支援責任者の配置やジョブカードを活用したキャリアコンサルティングを実施することとなり、委託事業者の経費負担が増加しています。
一方、訓練実施経費の単価は平成23年度と変わらないことから、委託事業者の負担軽減を図るためにも、単価を引き上げる必要があります。

(参 考)

現行の委託費の単価

① 知識習得コース（座学3か月）

○訓練実施経費 1人1月 50,000円（税別）× 3か月

○就職支援経費 1人1月 20,000円（税別）× 3か月

※ 就職支援経費については、訓練終了3か月後の就職率に応じて、支給額の減額が行われる。

- ・ 就職率 75%以上 減額なし
- ・ 就職率 55%以上75%未満 1/2減額
- ・ 就職率 55%未満 支給なし

② 資格取得コース（介護福祉士、保育士）

○訓練実施経費（介護福祉士） 1人1月 90,000円（税別）× 実施月数
（保育士） 1人1月 60,000円（税別）× 実施月数

（県担当課名 産業労働部雇用労働政策課）

IV-5 中小企業者に対する金融支援について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

- (1) セーフティネット保証（5号）の業種が、平成24年10月1日以降、見直されることとなっているが、震災・円高等の影響が続いていることから、これまで通り全業種の継続を実施すること。
- (2) 震災によりエネルギー政策が見直され、再生可能エネルギーの普及が重要課題となっていることから、再生可能エネルギー施設等の建設にかかる日本政策金融公庫の貸付や信用保険制度における「エネルギー対策保険」等の限度額を拡大すること。
また、「エネルギー対策保証」を責任共有制度の対象外とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) セーフティネット保証（5号）については、平成24年9月31日まで原則全業種（82業種）が対象となっていますが、東日本大震災からの本格的な復興が始まったばかりであることや円高が続いていることなどで、いまだに広範な業種への影響が大きいことから、平成24年10月1日以降についても、これまで通り原則全業種を対象業種として継続することが必要です。
- (2) 震災による原発被害の重大さや未だに収束できない状況を受けて、国では原発依存からの脱却と再生可能エネルギーによる電力供給を推進しています。
当県においても、風力・太陽光等を中心に、再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消や新たな産業の創出・育成等に取り組んでいるところであります。
特に、風力発電については、事業の安定的な運営上、複数基による発電が欠かせず、建設に多額の資金が必要となることから、日本政策金融公庫の貸付「環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）」と信用保険「エネルギー対策保険」等にかかる限度額の拡大が必要です。
また、「エネルギー対策保証」については、積極的な資金供給を促す観点から、責任共有制度の対象外とすることが必要です。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

Ⅳ－ 6 原油価格の高騰に伴う企業への影響緩和について

経済産業省資源エネルギー庁

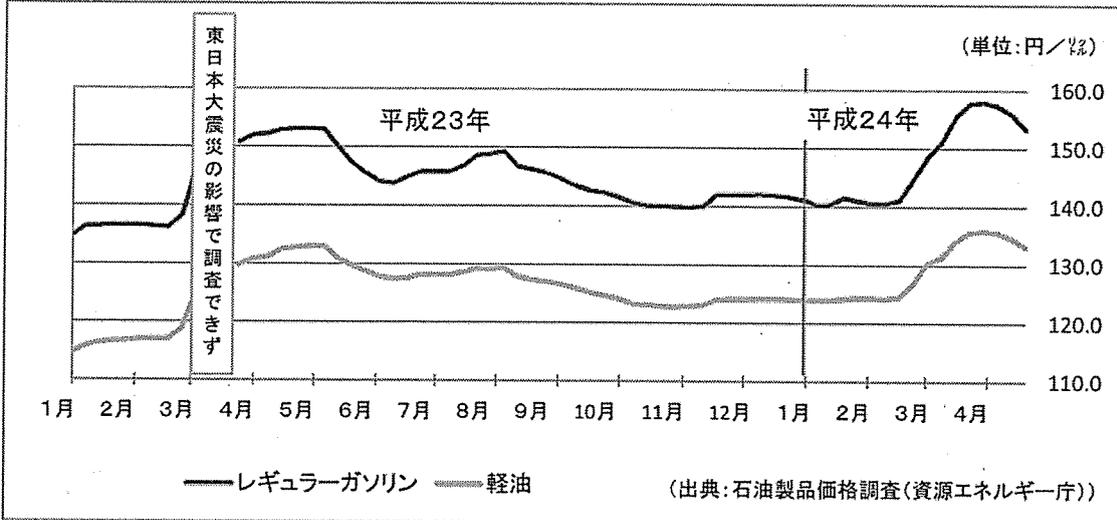
【提案・要望の内容】

石油製品価格の安定対策を行うことにより、原油価格の高騰に伴う企業への影響を緩和する措置を講ずること。

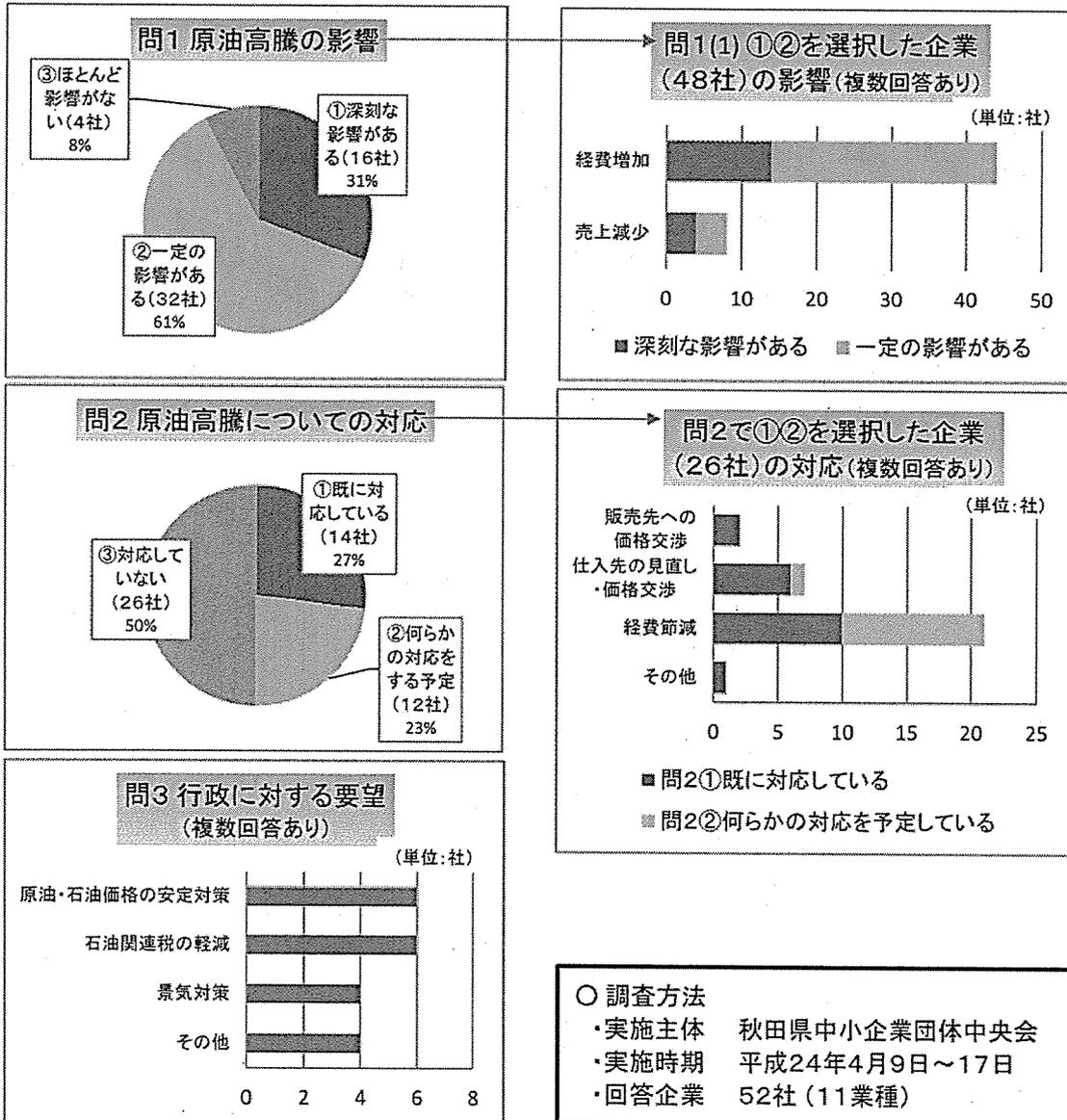
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災以降高止まりしている石油製品価格が、平成24年3月に急激に高騰したことにより、道路旅客・貨物運送業や生コンクリート製造業をはじめとして、秋田県内の多くの企業が影響を受けています。
- (2) 平成24年4月に実施した、県内の経済団体を通じたアンケート調査によると、石油製品価格の高騰により影響を受けた県内企業の多くは、高騰分を販売価格へ転嫁できず、経費節減で対応することとしています。
このような状況が長期間続くことになれば、企業の経営に支障をきたす恐れがあります。
- (3) こうした現状に対応するため、石油製品価格の安定対策を行うことにより、企業が安心して経営できる環境を整備することが必要です。

1 秋田県の石油製品価格の推移 (レギュラーガソリン・軽油)



2 原油高騰に関する影響調査の概要



(県担当課名 産業労働部産業政策課)

V 新たな成長産業への支援充実

V-1 電子機器・部品産業の競争力強化および中小企業の新分野進出に対する支援の強化について

経済産業省経済産業政策局、産業技術環境局
中小企業庁、資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

電子機器・部品産業を含め、日本経済・地域経済を支えてきた製造業の縮小により国内産業の空洞化が危惧されており、当該産業の国際競争力を維持・強化するため、円高対策をはじめ、企業の構造改革を促し競争力を強化させる施策の拡充を図ること。

また、国内産業構造の改革に向け、今後、高い成長が見込まれる次世代自動車や新エネルギー関連産業分野において地域の中小企業の参入を促進するため、人材育成、研究開発から事業化に関する支援制度の強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国内の電子産業を支えてきたエルピーダメモリ㈱および秋田エルピーダメモリ㈱の会社更生法適用やTDK㈱の秋田県内6工場閉鎖等の動きは、当該企業の問題だけにとどまらず、国内関連産業が危機に瀕している状況を示すものであり、国内経済・地域経済への影響は計り知れません。
- (2) 当県では、当県のリーディング産業である電子機器・部品産業の維持・強化とともに、今後の高い成長が見込まれる次世代自動車や新エネルギー関連産業分野への参入に取り組み、さらには製造業の技術を活かした農業分野への展開も検討しているところです。
- (3) 地域の中小企業にとっては、業種転換、新規分野への参入は資金面をはじめ大きなリスクを伴います。成長産業への参入を進め、国内産業構造の改革を推進するためには、国における大胆な支援措置が必要です。融資制度のほか、技術者の養成や新技術の開発、事業化に関わるマーケティング等、総合的な支援に対する企業ニーズがあります。
- (4) とりわけ、地域の中小企業が成長産業へ参入するためには、国際競争に打ち勝つコアコンピタンスの構築が重要であり、新技術・新製品が継続的に創出されるよう、研究開発への助成や産学官の連携など支援制度の拡充・強化が必要です。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

V-2 風力・太陽光発電の大規模導入に必要な系統強化や連系のルールづくりについて

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 風力・太陽光発電を大規模に導入するため、送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。
特に風力発電の大規模導入によって生ずる大きな出力変動に広域的に対応するため、電力会社間の地域間連系線を強化するための施策を講ずること。
- (2) 風力や太陽光を始めとする再生可能エネルギーによる発電設備を送電網に接続する費用については、導入促進の観点から、設備設置者の負担を軽減する新たな仕組みづくりを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指していますが、容量が小さいなど送電網が脆弱なため、風力・太陽光発電の適地があっても導入が進まない状況にあります。
今後、風力・太陽光発電を大規模に導入するためには、様々な手法を用いて、送電網を強化・充実する必要があります。
- (2) 風力発電の大規模導入によって生ずる出力変動に対し、一電力会社だけで対応するには限界があるため、他電力会社との地域間連系線を強化し、全国レベルで対応する必要があります。
- (3) 再生可能エネルギーについては、エネルギーセキュリティやベストミックスの観点から、固定価格買取制度の枠を超えた大規模導入が必要となっていると考えていますが、発電の適地が連系先から遠い場合が多く、発電事業者が接続に要する費用が大きくなることが、導入の妨げになっています。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

V-3 風力発電の大規模導入に必要な規制の見直しや支援策の充実について

経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省水管理・国土保全局、港湾局
農林水産省水産庁、林野庁
環境省総合環境政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 港湾区域、海岸保全区域、漁港区域における風力発電設備の設置に関して、具体的かつ明確な運用指針等を早急に策定すること。
- (2) 風力発電設備の設置のための保安林解除における「公益性」の判断に際しては、港湾区域等に設置する場合と同様の取扱いとすること。
- (3) 風力発電設備の設置が環境影響評価法の対象となる場合、一連の手續に長い期間と多額の費用を要することから、これらの軽減方策を実施すること。
- (4) 風力発電設備の導入に対し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金で認められている利子補給事業の事業期間を延長すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 風力発電に適した沿岸部の土地には過去に導入が進んでおり、今後、更に導入を増やすためには、港湾区域や海岸保全区域などへの立地が期待されています。
しかし、平成23年度に港湾区域、海岸保全区域、漁港区域における風力発電設備の設置に関して、事業に公益性があり、各区域での利用や保全に影響を及ぼす恐れがない場合などについて立地を認める旨の指針等が示されたものの、その具体的な取扱いが不明なため、導入が進まない状況にあります。
- (2) 平成23年6月に国土交通省港湾局から出された「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可を行う際の基準等の参考指針」では、許可を行う際の判断の観点として、事業の公益性が確保されていることを掲げ

ていますが、電力の用途について、発生電力の全部又は一部が一般電気事業の用に供されることを、公益性があるものの例示として掲げています。

保安林解除の要件である「公益上の理由」を、風力発電施設について判断する場合も、同様に扱うことが適切です。

- (3) 今年10月から風力発電は環境影響評価法の対象となりますが、一連の手続には、3年以上の期間と多額の費用を要すると言われており、導入促進を妨げる要因のひとつとなっています。

そのため、各手続期間そのものを短縮するとともに、国による基礎的調査の実施や、既存の調査結果の利活用を認めるなどにより、期間短縮と費用軽減を図ることが必要です。

- (4) 風力発電設備導入に対して再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金で認められている利子補給事業の実施期間は平成27年度末までとなっていますが、この事業期間では、現在、設備導入の段階にある案件にしか適用されず、導入促進策としては有効性が低いと考えられます。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

V-4 地熱発電導入支援策の拡充強化について

経済産業省資源エネルギー庁

環境省総合環境政策局、自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立・国定公園第2種及び第3種特別地域内の地熱発電開発について、国が当県の2地域（小安及び木地山・下の岱）を含む全国5地域の計画を優良事例へ進展させるよう取り上げており、これらが平成24年3月に示された「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（以下、「通知」という。）に基づいて早期に事業化されるよう支援すること。
- (2) また、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金（以下、「基金」という。）について、通知に示される合意形成等に必要な費用を用途に加えるとともに、地熱発電設備の導入に対する利子補給事業の事業期間を延長すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、全国第3位を誇る豊富な地熱発電の賦存量を有しており、国立・国定公園第2種及び第3種特別地域内においても数件の事業化計画があります。とりわけ、当県小安及び木地山・下の岱の2地域の計画については、地熱発電開発の優良事例として進展するよう、環境への影響の少ない技術を活用し、環境及び景観への配慮に万全を期し、地元の方々との共生を図って開発を進めていくという方向が国から示されたところです。
県としても電力の安定供給や地球温暖化防止に資する地熱発電の導入を進めることとしており、地元でも地域振興と雇用確保の面から早期の事業化を強く望んでいます。
- (2) 基金の事業メニューである「風力・地熱発電事業等導入支援事業」においては、その用途が地熱発電事業の電磁探査・試掘への補助と発電設備の設置に係る利子補給に限られ、通知に示される合意形成等に費用が生じる場合には対応できないため、こうした取組に係る費用も対象に加えることが必要です。また、利子補給事業の実施期間は平成27年度末までとなっていますが、このままでは現在設備導入の段階にある案件にしか適用されず、導入促進策としての効果が十分に発揮できないと考えられます。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

V-5 レアメタル等金属リサイクルの推進について

経済産業省産業技術環境局、資源エネルギー庁
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (1) 当県をレアメタル等金属に関するリサイクル、研究開発や人材育成などの国際拠点に位置付け予算を重点的に配分するなど、その機能強化を図ること。
また、排出量増加が見込まれる太陽光発電システムや次世代自動車に含まれるレアメタル等有用金属回収技術の開発について支援を拡大すること。
- (2) 使用済み小型電子機器等の新たなリサイクル制度の実施にあたっては、参加市町村のコスト負担の軽減や、リサイクルに取り組む大学・企業の技術開発や施設設備等への助成など、新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、高度な鉱山関連技術などを活かしたりサイクル関連企業が集積しているほか、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属資源技術研究所では、レアメタル等金属リサイクル技術の研究開発が進められており、また、(財)国際資源大学校では、国内および資源保有国の行政関係者や技術者を対象とした環境・リサイクル等の研修を実施して、人材育成とともに人的ネットワークの構築を目指しています。
また、レアメタル等金属資源の安定確保のため、太陽光発電システムや次世代自動車、使用済み小型家電等に含まれるレアメタルについて、大学等の研究機関と企業が連携したりサイクル技術の開発を推進するとともに経済成長が著しいアジア地域で処理困難な原料の受入れなど、資源循環を一層、押し進めて行く必要があります。
- (2) 新たに創設される制度では、各市町村が国の認定事業者にて特定の使用済み電子機器等を引き渡す仕組みになっておりますが、分別作業の発生や保管場所の確保のほか、認定事業者との調整など参加市町村の負担が継続的に発生することとなります。
また、事業化にあたっては効率的な回収技術の開発やコスト削減を一層加速させる必要があることから、研究機関や物流事業者・リサイクル事業者への支援が重要となります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

V-6 バイオエタノールの利用促進に向けた技術開発等への支援の拡充について

環境省地球環境局
農林水産省食料産業局
経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

バイオエタノールの利用を拡大していくため、バイオ燃料の原料収集、製造、供給・利用等の全般にわたる技術開発やシステム整備等に対する支援措置を拡充すること。

このためにも、当県に設置され、平成24年度で事業が終了するバイオエタノール大規模製造実証プラントでの試験・技術開発が継続できるよう支援措置を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) バイオ燃料の早期普及を図るためには、原料バイオマスの収集、大規模製造施設の整備、流通・販売システムの構築、既存燃料との価格差補填等について、技術面、経済面、制度面等の総合的な支援が必要となります。
- (2) 当県は国内第3位の米の生産県であり、稲作に伴い発生する稲わらなどのバイオマス資源が豊富に存在します。
また、鉱山に起因する汚染農用地を多く抱えており、その対策として植物による土壌浄化技術の確立に向けた試験を行っていますが、浄化に使用した植物の有効利用が課題となっております。
- (3) こうしたことから、稲わらや収穫後の浄化植物など食料と競合しない原料による地産地消型バイオエタノールの実用化を目指し、国の支援を受けて、大規模製造プラントでの実証試験や技術開発を行っているところです。この支援が平成24年度で終了することから、このプラントを活用し引き続き試験・技術開発ができるよう支援措置の継続が必要です。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

V-7 地域イノベーション創出の促進について

文部科学省科学技術・学術政策局

【提案・要望の内容】

地域産業の振興を図るため、地域の特性を活かしたイノベーションの創出を支援する「地域イノベーション戦略支援プログラム」について、平成25年度以降も新規採択するとともに、地域の実情に合わせた利便性の高い制度とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、技術立県を目指し、産学官が一体となり、輸送機や医療機器産業の育成への重点的な支援など、産業の活性化に向けた取組を積極的に行っていますが、東日本大震災や世界的な経済不況の中で、当県の経済・雇用状況は厳しさを増しており、産業集積も進んでいない状況にあります。
- (2) 平成24年度の「地域イノベーション戦略支援プログラム」公募に対し、当県では、「森林バイオマスの循環型利活用の実践と森林管理の最適化」をテーマとして応募したところですが、地域資源を活用したイノベーションの創出を促進するためには、本支援プログラムによる支援が有効であることから、引き続き平成25年度以降も新規テーマの公募・採択が必要です。
- (3) 本支援プログラムでは、新たに招聘する研究者や人材育成のためのコーディネータの人件費等は補助対象として認められていますが、研究開発費や総合調整機関に対する管理経費は認められていません。また、応募時点で招聘する研究者を確定することや、地域において補助金相当額の準備資金の確保など、応募に当たってのハードルが高いことから、地域の実情に合わせた、より利便性の高い制度にすることが必要です。

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

VI 新農林水産ビジネス等の創出

VI-1 新エネルギーの活用等による周年農業の確立に向けた支援制度の創設について

農林水産省大臣官房、食料産業局、生産局、経営局

【提案・要望の内容】

食料自給率の向上と農業所得の拡大、更には安定的な就労の場の創出を図るため、新エネルギーの活用による冬期農業の確立や、青果物の生鮮出荷と加工を組み合わせた通年供給産地の育成など、積雪寒冷地における周年農業の確立に向けた地域の取組を支援する制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 積雪寒冷地である当県では、周年農業を拡大するため、菌床シイタケや冬期間の促成アスパラガス、花き等の栽培を推進していますが、燃料高騰による経営リスクが大きいことなどから、伸び悩みの状況にあります。
- (2) こうした冬期間の生産活動の停滞により、農業経営はもとより就労の場としても不安定なものとなっており、農業が一定の所得を確保し、雇用を生み出しながら産業として発展していくためには、通年での生産・販売体制の確立が避けて通れない課題となっています。
- (3) このため、県独自に設置している「農林漁業振興臨時対策基金(100億円規模)」の「先導型農業プロジェクト」として、今年度から、地下水熱等の新エネルギーを活用した周年農業の経営実証や、生鮮出荷と加工を組み合わせた枝豆の周年供給産地の育成など、本県農業をもう一段高いレベルに引き上げるための事例づくりに取り組んでいます。
- (4) もとより、周年農業の確立は、ひとり当県のみならず、積雪や低温・日照不足など冬期の生産活動に制約の多い東北・北海道・北陸地域等の共通の課題であり、周年農業をこうした地域に根付かせることは、食料自給率の向上をはじめ、農業及び関連産業に様々な波及効果をもたらします。

【参考資料】

秋田県農林漁業振興臨時対策基金の概要

平成23年度から平成25年度までの3年間、農林漁業の体質強化や競争力強化に向けた取組を集中的に実施するため、100億円規模の県独自の「農林漁業振興臨時対策基金」を創設。

国の政策の激変緩和措置

・転作助成金の支援水準の安定化など

担い手の育成

・法人化、規模拡大、多角化支援
・新規就農者の支援など

戦略作物の拡大

・モミガラ補助暗渠等による排水強化対策
・えだまめ日本一など

秋田米の販売力強化

・全国プロモーションなど

【構造改革の加速化】
全体的な底上げ

もう一段高いステージへ

先導型農業プロジェクト

地下水熱等の新エネルギーを
活用した周年農業の実証

生鮮と加工を組み合わせた
周年供給産地の育成

冬期農業の確立

生鮮出荷＋加工

<支援内容>

- 地下水熱利用や太陽光発電などの新エネルギー関連設備の整備へ助成(補助率 10/10以内)
- パイプハウス、ガラス温室等の整備へ助成(補助率 1/2以内)
- 5経営体程度(公募)

<支援内容>

- 大規模法人等による業務用野菜の加工施設整備等へ助成(補助率 1/2)
- 農業団体や食品事業者等による加工業務用野菜の機械施設整備等へ助成(補助率 1/2以内)
- 県による生産技術確立への支援等

生産・供給の周年化

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

VI-2 担い手の育成・確保に向けた施策の推進について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 「人・農地プラン」の作成・推進に当たっては、中心となる経営体を核とした地域農業の目指す姿を明示するとともに、戸別所得補償制度や認定農業者制度との整合性など、基本的な考え方を明らかにすること。
そのうえで、プラン実現のための支援策の充実・強化を図ること。
- (2) 「青年就農給付金」については、就農希望者の確実な就農と経営安定を図るうえで有効な施策として期待されることから、長期継続的な制度とするとともに、十分な予算枠を確保すること。
- (3) 「青年就農給付金」の実施に当たっては、研修終了後1年以内に就農しなかった場合の全額返還や、就農者の所得が250万円を超えた場合の給付停止などの規定について、新規就農者の実情を踏まえて柔軟な運用を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、全国上位の認定農業者数・集落営農組織数を確保しており、国の制度の活用と併せ、県独自の「農林漁業振興臨時対策基金(100億円規模)」により、担い手の競争力強化・体質強化に取り組んでいます。
- (2) こうした中、地域での話し合いを通じて、実効性がある「人・農地プラン」の作成・推進を誘導していくためには、まずは、国として、中心となる経営体の営農類型や目標所得、農地の出し手となる小規模農家等の役割を含めた地域農業の目指す姿を示し、農業者や関係者の理解を深めることが必要です。
- (3) 併せて、「人・農地プラン」の実現に向け、農地集積や新規就農への支援に止まらず、機械施設の導入やほ場整備、さらには6次産業化に向けた取組等、中心となる経営体や地域のステップアップを後押しする施策をパッケージで提示するなど、制度の充実・強化を図ることが必要と考えます。

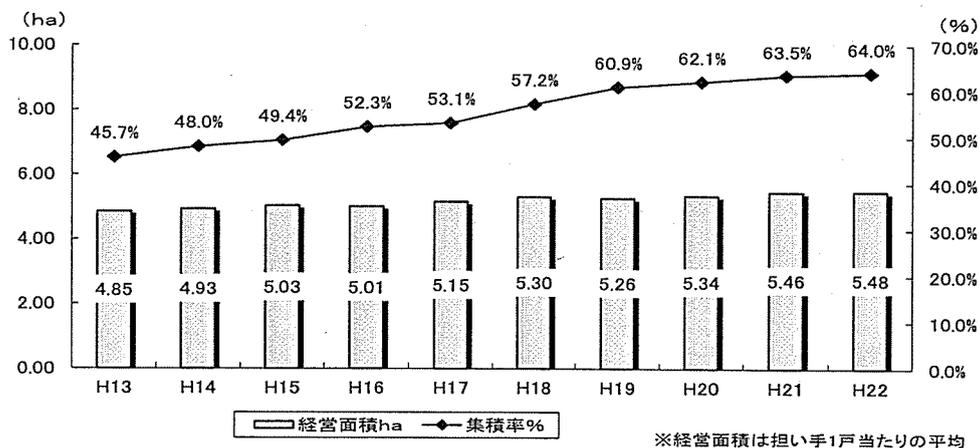
(4) 「青年就農給付金」については、国の「食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」を推進する目玉施策として創設され、その積極的な活用が期待されています。

もとより、新規就農者の確保・育成は息の長い取組が必要であり、継続的な制度とすることが望まれるとともに、要件を満たしていながら給付できない案件が発生することのないよう、単年度の予算措置についても十分配慮することが必要です。

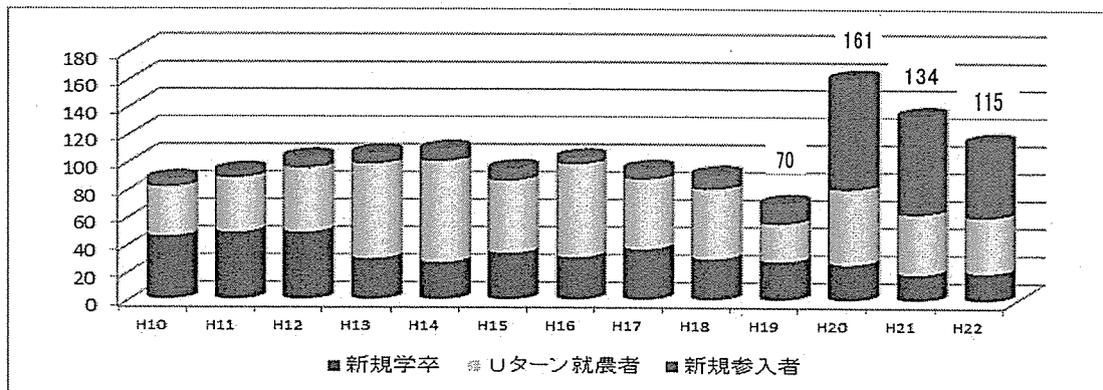
(5) 「青年就農給付金」の準備型においては、特に農外から参入する場合、農地の確保や資金の調達が難航し、結果的に就農が遅れることも想定されることから、就農までの猶予期間について、柔軟な運用が望まれます。

また、経営開始型においては、就農者の経営努力を促すとともに、災害など経営環境の急変に備える観点からも、給付に際して所得制限は設けず、5年間の継続給付を担保することが望まれます。

<担い手への農地集積率 (%) と戸当たり経営面積 (ha) の動向>



<秋田県における新規就農者数の推移 (人)>



(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

VI-3 農業者戸別所得補償制度について

農林水産省生産局、経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業者が将来にわたり安心して農業経営に取り組むことができるよう、関係法令を整備し恒久的な制度とするとともに、米の需給調整の実効性を確保すること。
- (2) 産地資金による農業者への交付額を確保・維持するため、十分な予算を措置すること。また、産地資金による政府備蓄米への支援措置を見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成23年度の農業者戸別所得補償制度については、予算措置に基づき実施されており、交付金の交付を規定する法律等は整備されていません。
また、全国の制度加入率は76.6パーセントで、依然として過剰作付面積が2万ヘクタールもあり、米の生産数量目標は毎年減少しています。
- (2) 本制度により、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るためには、制度の円滑な推進に必要な財源を十分に確保しつつ、関係法令を整備し、恒久的・安定的な制度とするとともに、米の需給調整の実効性を確保することが必要です。
- (3) 政府備蓄米は、農業団体等による入札状況や、地域間の米の数量調整などにより、主食用米や新規需要米などの作付計画の変動要因となっており、地域農業再生協議会では備蓄米の作付を見通すことができず、結果として、農業者に交付する産地資金に不足が生じる地域があります。
- (4) 農業者に対して産地資金による継続かつ安定した支援を行うためには、十分な予算を確保するとともに、備蓄米の交付金は、産地資金によらず戦略作物助成、又は米の所得補償等により交付する仕組みに見直すことが必要です。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VI-4 農用地土壌汚染対策の充実について

総務省自治財政局

環境省水・大気環境局

農林水産省消費・安全局、食料産業局

生産局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 国のカドミウム含有米買い上げ事業の終了を受け、汚染米の流通防止と農家の経営安定を図るため、県が汚染米を買い入れ・処理する予定であることから、引き続き地方財政措置を講ずること。
- (2) 規格基準の改正により、農用地土壌汚染防止法に基づく指定地域の拡大が見込まれることから、客土等の恒久対策工事の予算確保と地方財政措置を継続すること。
- (3) カドミウム高吸収植物による土壌浄化技術の実用化を急ぐとともに、収穫後の浄化植物（収奪植物）や汚染米の再利用技術の確立について支援すること。
- (4) カドミウム超低吸収水稻品種に関する試験研究を課題化するとともに、当該研究課題の実施にあたっては、国（独立行政法人）と県による共同研究を推進し、早期の実用化を目指すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム含有米の生産・流通防止に努めています。
- (2) 国のカドミウム含有米の買い上げ事業終了に伴い、農家の経営安定と安全・安心な米の供給のため、県が責任をもって汚染米の買い入れ・処理を行っています。
- (3) 規格基準の改正に伴い、当県においては、今後、農用地土壌汚染防止法に基づく追加指定が予想されることから、客土など恒久対策工事の着実な実施が課題になっています。
- (4) 植物による土壌浄化技術は、新たなカドミウム低減対策として早期に実用化され、恒久対策の一つに位置づけられることが期待されています。
併せて、その普及拡大を図るには、現在焼却処理している収奪植物や食

用に不適な汚染米の再利用技術の確立が急がれます。

- (5) (独)農業環境技術研究所がカドミウムをほとんど吸収しない品種の育成に成功したことにより、カドミウム汚染農用地において、基準を大幅に下回る米の生産の可能性が高まったことから、当県としても、共同研究により早期の実用化を目指したいと考えています。

秋田県における 農用地土壌汚染対策のあらまし

米のカドミウム規格基準値の改正
(食品衛生法・農用地土壌汚染防止法)
(1.0ppm未満 → 0.4ppm以下)
(含有米の国買上事業が終了)

○役割分担

- ◇県 : 細密調査、恒久対策の推進、汚染米の買入・処理
- ◇市町村 : 生産防止対策(計画策定、湛水管理実施状況の確認)
- ◇農業団体 : 流通防止対策(ロット毎の濃度分析調査、仕分け等の徹底)

農用地土壌汚染防止法に基づく対策
(恒久対策)

汚染地域指定面積	1,822ha
恒久対策実施済	1,592ha
恒久対策実施中	201ha
未実施区域(農振地域以外等)	29ha

汚染地域の特定・指定

- 細密調査による汚染地域の特定・指定
H22～H26年度 改正細密調査(県)
H25年度～新たな地域指定(予定)



恒久対策

- 公害防除特別土地改良事業(客土等)
H27年度～ 公特事業実施(予定)

恒久対策終了までの対策
(応急対策)

- ◆生産防止対策
 - ・湛水管理 13市町 19,000ha
 - ・湛水管理支援対策事業(県)
湛水管理巡視員の設置経費への支援
 - ・有害物質吸収抑制対策事業(国・県)
カドミウム吸収抑制資材の散布等
- ◆流通防止対策
 - ・JA等出荷団体・県がロット調査
約35,000点
 - ・クロスチェックの実施(県)
 - ・カドミウム汚染米の買入・処理(県)
基準値を超えた汚染米の買入・処理
- ◆土壌浄化対策
 - ・植物浄化対策(高吸収稲による実証)
H24年度実施面積 14力所 11.6ha
 - ・化学洗浄対策(新規)
塩化第二鉄による土壌洗浄
実証面積10a

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VI-5 果樹の改植等対策予算の確保について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

果樹の改植を支援する果樹経営支援対策事業と、成園となるまでの育成経費を助成する果樹未収益期間対策事業については、平成23年度以降、当県では、雪害の復旧対策として効果的に活用されており、平成25年度以降においても、相当規模の活用が見込まれることから、引き続き十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成22年12月下旬からの大雪により、りんごやおとうろなどの果樹被害が極めて深刻となり、経営を継続するための改植等の要望が非常に高まったことから、生産者の意向調査等を通じて改植の計画を取りまとめ、当県独自の支援制度と併せて、当該事業等を活用して補・改植を積極的に進めているところです。
- (2) 平成25年度以降も、一定規模以上の樹園地の改植を促進し、力強い果樹産地として再生していくためには、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間対策事業が非常に効果的な事業であり、農家からの期待も大きいものがあります。
- (3) 平成25年の春以降においても、相当程度の改植が予想されることから、引き続き十分な予算の確保が必要となっています。

(県担当課室名：農林水産部園芸振興課)

VI-6 公務員獣医師・産業動物獣医師の確保対策について

農林水産省消費・安全局

【提案・要望の内容】

重大な動物感染症の防疫対策や生産現場における安全な畜産物の安定供給、食品の安全性の確保に重要な役割を果たす公務員獣医師、産業動物獣医師の確保を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 大学教育において家畜衛生行政や公衆衛生行政及び産業動物診療の意義・必要性を周知するなど、新規獣医師の公務員分野及び産業動物分野への誘引措置を引き続き充実強化すること。
- (2) 国の修学資金制度を継続し実施すること。
- (3) 獣医系大学における農業系高等学校からの推薦枠等を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 口蹄疫等の重大な家畜伝染病の防疫や畜産物の安全・安心の確保に加え、高病原性鳥インフルエンザやBSE等の人獣共通感染症の防疫対策など、公務員獣医師の果たす役割や重要性は、ますます増大しています。
- (2) 新規獣医師の半数近くが愛玩動物診療分野に就業していること等から、当県をはじめ多くの都道府県において、公務員獣医師が慢性的に不足し、今後とも、その確保が困難になると予測されています。
- (3) 当県では、平成22年度から「秋田県獣医学生修学資金貸与条例」を制定するとともに、初任給調整手当の創設、職員研修制度の充実、採用試験の複数回実施などの対策に取り組んでいます。
- (4) 公務員分野及び産業動物分野においては、一定の受験者を確保しておりますが、慢性的な不足は未だ解消されず、一県の努力では克服し難い課題となっていることから、国の積極的な関与が必要です。

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課
生活環境部生活衛生課)

VI-7 畜産公共事業予算の確保について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

畜産公共事業について、米に依存した当県農業の生産構造の改革を進めるとともに、地域農業の活性化を図るため、飼料基盤や畜産環境の整備など地域の取組に対応できるよう、十分な予算確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の農業産出額は、全国有数の広大な水田を有しながら、東北最下位に止まっており、米に大きく依存した生産構造から脱却するため、畜産や野菜を中心とした経営の複合化等を進め、地域農業の構造改革を進める取組を推進しています。
畜産は、転作水田の有効活用や堆肥供給による有機農業の推進など、本県農業の持続的発展を果たす上で極めて重要な役割を担っています。
- (2) 特に草地畜産基盤整備事業の平成24年度新規地区では、公共牧場を基盤とした大規模肉用牛団地を整備し、日本短角種の生産拡大を図るとともに、耕畜連携によるTMRや有機農産物の生産に取り組むなど、畜産を核にした地域農業の活性化を目指しています。
- (3) また、こうした地域産業を支える畜産の大規模経営体や新規経営体においては、経営の円滑な開始と安定を図るため、排せつ物を適切に処理する環境整備が必要不可欠であり、極めて重要な課題となっています。
- (4) 畜産を核とした地域活性化を強力に進めるため、飼料基盤や畜産環境の整備を行う畜産公共事業について、地域ごとの要望に対応できるよう十分な予算の確保が必要となっています。

【参考資料】

畜産公共事業年度別計画表

事業名	全体	H23まで	H24	H25要望
①草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型事業)	1,033,040千円	128,352千円	89,582千円 計画策定費外数 [8,000千円]	725,206千円
事業期間 (H22～H27) (継続 1地区 新規 2地区)	草地造成 18.3ha 草地整備 173.8ha 畜舎等整備 1式 測量試験費 1式	草地造成 5.3ha 草地整備 71.6ha 畜舎等整備 1式 測量試験費 1式	草地整備 5.7ha 測量試験費 1式	草地造成 13.0ha 草地整備 83.1ha 畜舎等整備 1式 測量試験費 1式
②畜産環境整備事業 (資源リサイクル型事業)	931,468千円	467,468千円	335,460千円 計画策定費外数 [2,000千円]	128,540千円
事業期間 (H23～H25) (継続 1地区 新規 1地区)	尿浄化施設 1棟 堆肥化施設 3棟 測量試験費 1式	尿浄化施設 1棟 堆肥化施設 1棟 測量試験費 1式	堆肥化施設 1棟 測量試験費 1式	堆肥化施設 1棟
合計 ①+②	1,964,508千円	595,820千円 H24へ繰越等内数 (255,024千円)	425,042千円 計画策定費外数 [10,000千円]	853,746千円
事業期間 (H22～H27) (継続 2地区 新規 3地区)				

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

VI-8 農業農村整備対策予算の確保について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) ほ場整備を地域農業再編の核として必要とする地域は多く、早期に実施できるよう予算を増額すること。
- (2) 地元要望の高い水田の排水強化対策や、農業水利施設の長寿命化などの取組を集中的に実施するため、「農業体質強化基盤整備促進事業」の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農山村地域では過疎化や高齢化が進み、担い手の不足により農業生産力が低下し、農村の活力が失われてきています。
こうした地域では、地域農業再編の核として、ほ場整備事業を必要とする声が非常に大きく、効率的な生産基盤の整備と併せ、将来を支える農業者の育成・確保や経営の複合化・多角化の推進など、地域の営農構想を早期に実現する必要があります。
当県では、年間500ヘクタールのほ場整備目標を掲げ、ほ場整備と一体的な農業法人等の育成や、戦略作物の生産拡大を重点施策としており、予算の増額が必要であります。
- (2) 当県では、平成23年度から県独自の「農林漁業振興臨時対策基金」により、農林漁業者が将来を展望しつつ意欲的に経営に取り組むことができる環境を整備しているところです。
その中で、戦略作物の生産拡大による高収益農業の実現を図るため、県単独事業と併せて、国の「農業体質強化基盤整備促進事業」を活用し、モミガラ補助暗渠による水田の排水強化対策や、老朽化した農業水利施設の長寿命化などの取組を集中的に実施することとしています。
このため、地元要望の高い当事業の予算確保が不可欠であります。

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

VI-9 水産基盤整備事業予算の確保について

農林水産省水産庁

【提案・要望の内容】

- (1) 安全で安心な漁港施設を長期に維持するため、「水産基盤ストックマネジメント事業」の予算を安定的に確保すること。
- (2) 拠点漁港の整備については、事業効果の早期発現を図るため、「水産流通基盤整備事業」の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の漁港施設については、県管理8漁港で機能保全計画を作成し、うち4漁港で「水産基盤ストックマネジメント事業」を実施しているところであり、引き続き、適切な維持管理・補修が必要なことから、予算確保が不可欠であります。
- (2) 当県の水産物流通拠点として重点整備を進めている2つの拠点漁港（八森、金浦）については、平成28年度までの完了を目指しておりますが、水産物の集出荷作業の効率化や衛生管理等の事業効果を早期に発現し、地域水産業の活性化につなげるためには「水産流通基盤整備事業」の予算確保が不可欠であります。
- (3) また、本年4月上旬に発生した記録的な強風と波浪により大きな被害を受けた漁港施設については、安全な漁業活動を行うために、早急な復旧を図る必要があり、予算確保が不可欠であります。

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

VI-10 地球温暖化防止に資する森林整備と木材需要の拡大について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 2013年以降の第二約束期間においても、また、2020年までに発効される新たな「将来の枠組み」の下でも、継続してCO₂の森林吸収機能が十分に発揮できるよう、必要な森林整備や木材利用等を推進すること。
また、森林吸収源対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策のための税」等を、森林吸収源対策等の着実な推進と、これを支える林業の振興に係る経費に充当すること。
- (2) 木材自給率50%の低炭素社会を実現するため、経常予算として「公共建築物等木材利用促進法」に基づく、木造建築物等の整備支援を拡充すること。

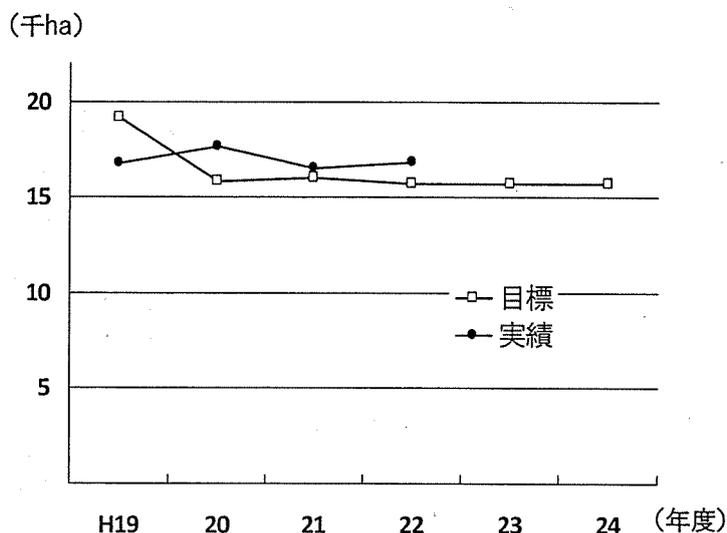
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年末の気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)の結果、我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないとしていますが、地球温暖化防止の重要性は高まっており、また、全ての主要排出国が参加する枠組みの実現に向け重要な役割を果たしていくためにも、引き続き、地球温暖化対策に全力を尽くし、森林分野においてもCO₂の吸収と排出削減の両面から最大の貢献を続けていく必要があります。
- (2) 県土の7割を森林が占め、日本一のスギ人工林面積を有する当県では、第一約束期間における確保すべき森林吸収量に応じた森林整備目標を達成するため「秋田県森林吸収量確保推進計画」を策定し、着実に間伐等の森林整備を進めています。今後も地域材の活用の取組を含めて、森林吸収源対策を強力的に推進することとしています。
- (3) 当県では、「公共建築物等木材利用促進法」の施行を受けて、平成13年に策定した県の県産材利用推進方針や推進計画を改正するとともに、全国に先駆けて全市町村で「木材利用推進方針」を策定するなど、利用推進に向けた基盤の整備を行ったところです。また、関係機関の公共建築物等の木造、木質化に対する意識も高く、支援に対する要望も多くあります。

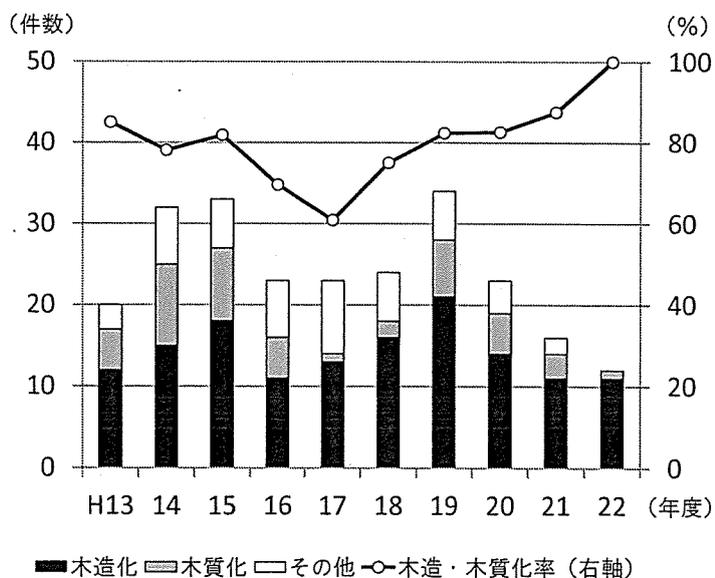
しかし、木造公共施設等の整備に対する支援は、補正予算で措置されており、市町村等による計画的な施設の整備に支障が生じていることから、公共建築物等における木材利用の推進に当たっては、経常予算による十分な支援が必要です。

(参考資料)

(1) 確保すべき森林吸収量に応じた森林整備の目標と実績



(2) 公共建築物の建築実績 (秋田県営分)



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林整備課)

VI-11 松くい虫・ナラ枯れ防除対策の充実強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除対策予算を拡充するとともに、被害先端地域への重点配分を図ること。
- (2) 効率的なナラ枯れの防除対策技術を早期に開発すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昭和57年度に発生した松くい虫被害については、海岸林等の守るべきマツ林を中心とした徹底防除を図るとともに、無人ヘリによる薬剤散布を導入するなどの防除に取り組んでいます。

平成17年度からは、大臣の駆除命令を受けて「森林害虫駆除事業」を実施したことで、平成23年度の被害量はピーク時の3分の1近い約1万3千8百m³まで減少しました。

しかしながら、被害が青森県境近くに及び、これら被害先端地域においては依然として高い水準で推移していることなどから、大臣命令による徹底防除の継続が不可欠な状況です。

- (2) 平成18年度に発生したナラ枯れについては、現在、県南地区及び中央地区の8市町村で被害が拡大してきています。

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐためには、定額助成方式による防除対策事業や、高齢ナラ材を被害前に利用し、ナラ枯れに強い若い森林へ誘導する県単独事業を、効率的・効果的に実施していく必要があります。

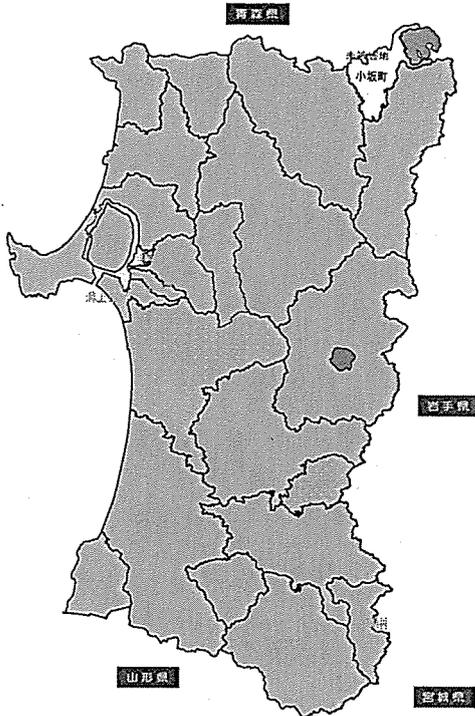
ナラ類は、県内民有林面積の約2割を占めており、被害の拡大により、水源かん養等の森林機能の低下や景勝地などの景観の悪化が懸念されています。

また、ナラ類が広く県内に点在していることから、効果的に面的防除が可能な技術を早急に開発する必要があります。

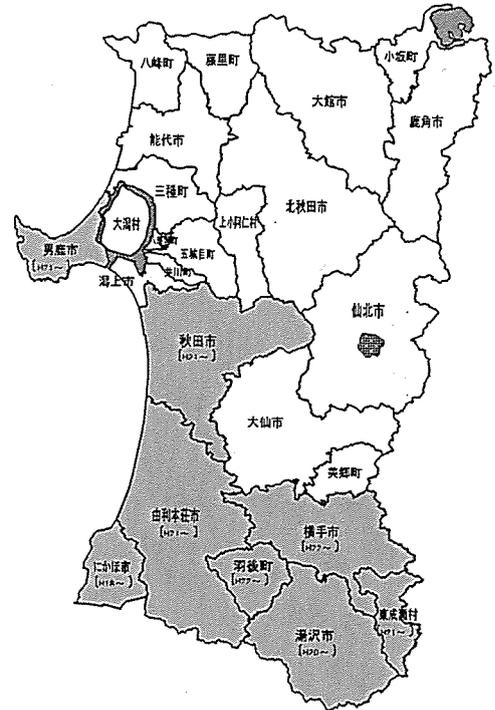
【参考資料】

1. 被害発生市町村

①松くい虫



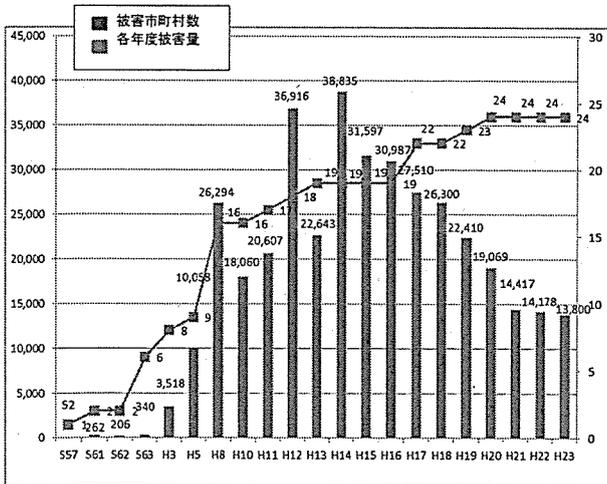
②ナラ枯れ



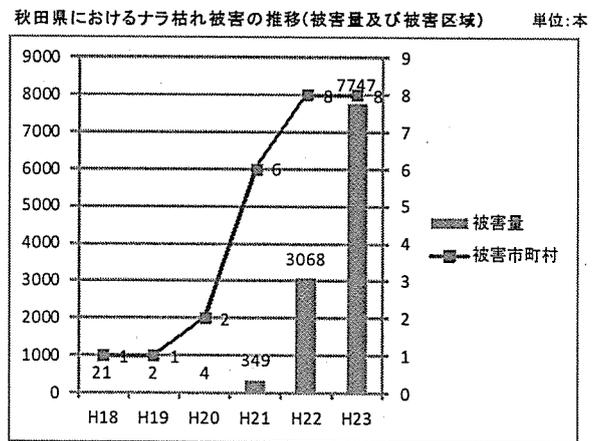
凡 例
被害発生市町村

2. 被害量の推移(民有林)

①松くい虫



②ナラ枯れ



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

Ⅶ 観光産業等を支える交通ネットワークの構築

VII-1 羽田空港発着枠の地方路線への配分について

国土交通省航空局

【提案・要望の内容】

平成25年度に予定されている羽田空港の国内線発着枠の配分に当たっては、都市と地方の地域格差解消、交流人口の拡大などの観点から地方路線に配慮すること。

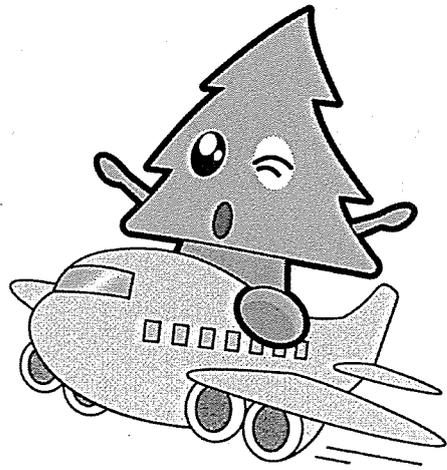
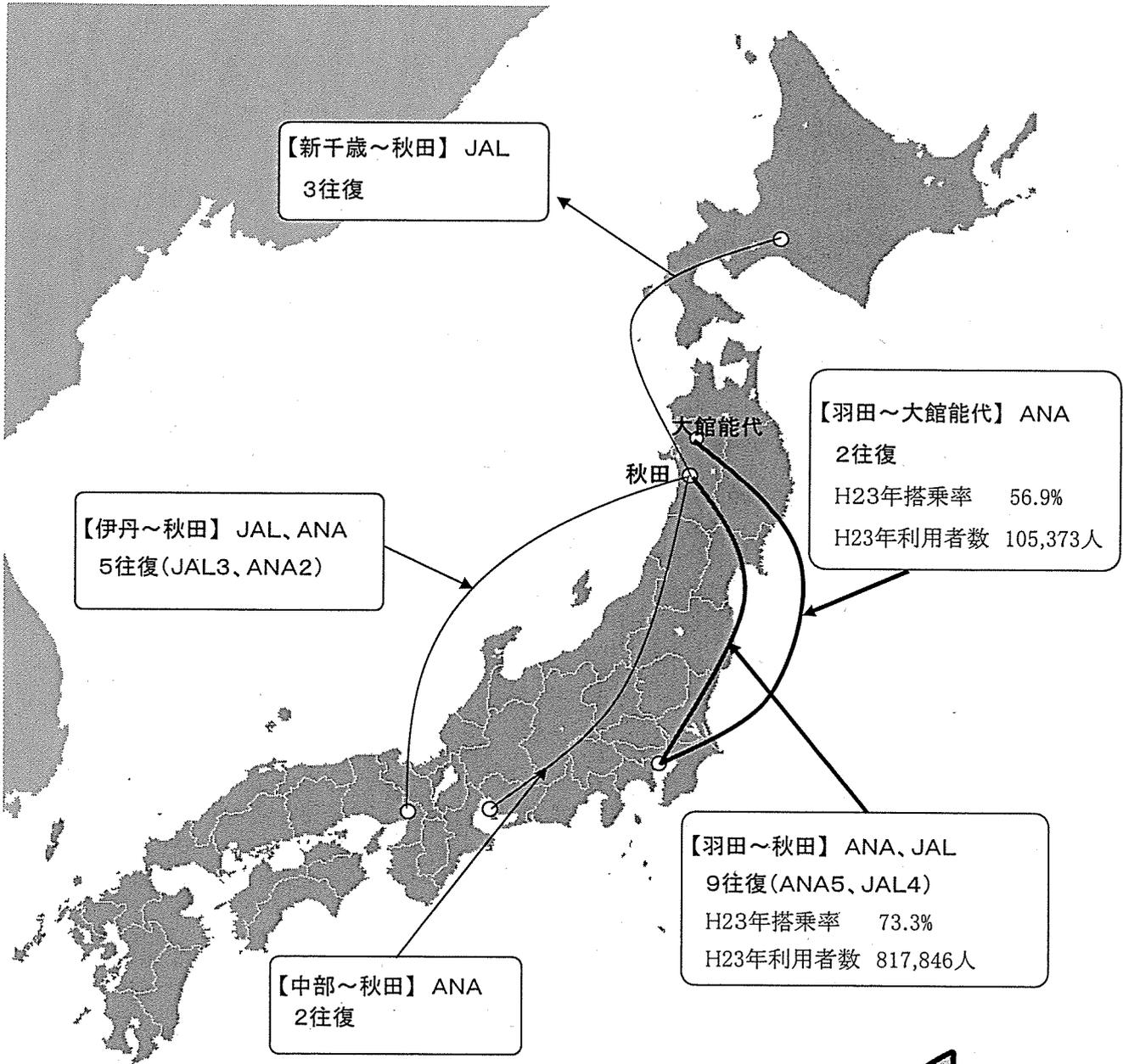
また、特に高速交通体系の整備が遅れている地域については、特別枠を設けるなど、優先的に配分すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 経済、産業の中心である首都東京との結びつきの強化は、企業の競争力の向上、観光産業の活性化など地域振興を図る上で極めて重要であり、地方と羽田空港とを結ぶ路線の利便性向上が求められています。
- (2) 地理的ハンディキャップを克服し、各地との交流を促進する上で、航空路線は大きな役割を果たしていますが、景気低迷等の影響を受け、航空会社において路線の見直しや使用機材の小型化が進められています。
航空会社の経営効率だけで判断すれば、高速交通ネットワークの機能低下を招き、地方経済の衰退と首都圏への一極集中が同時に加速する恐れがあります。
- (3) 地理的条件が不利な本県の中でも高速交通体系の整備が遅れている県北部に位置する大館能代空港については、平成22年度から利用促進予算を大幅に増額するとともに、着陸料の減免を拡大するなど、路線維持に向け取り組んでいます。

秋田空港、大館能代空港 国内定期路線図

H24.4.1現在



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII－2 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

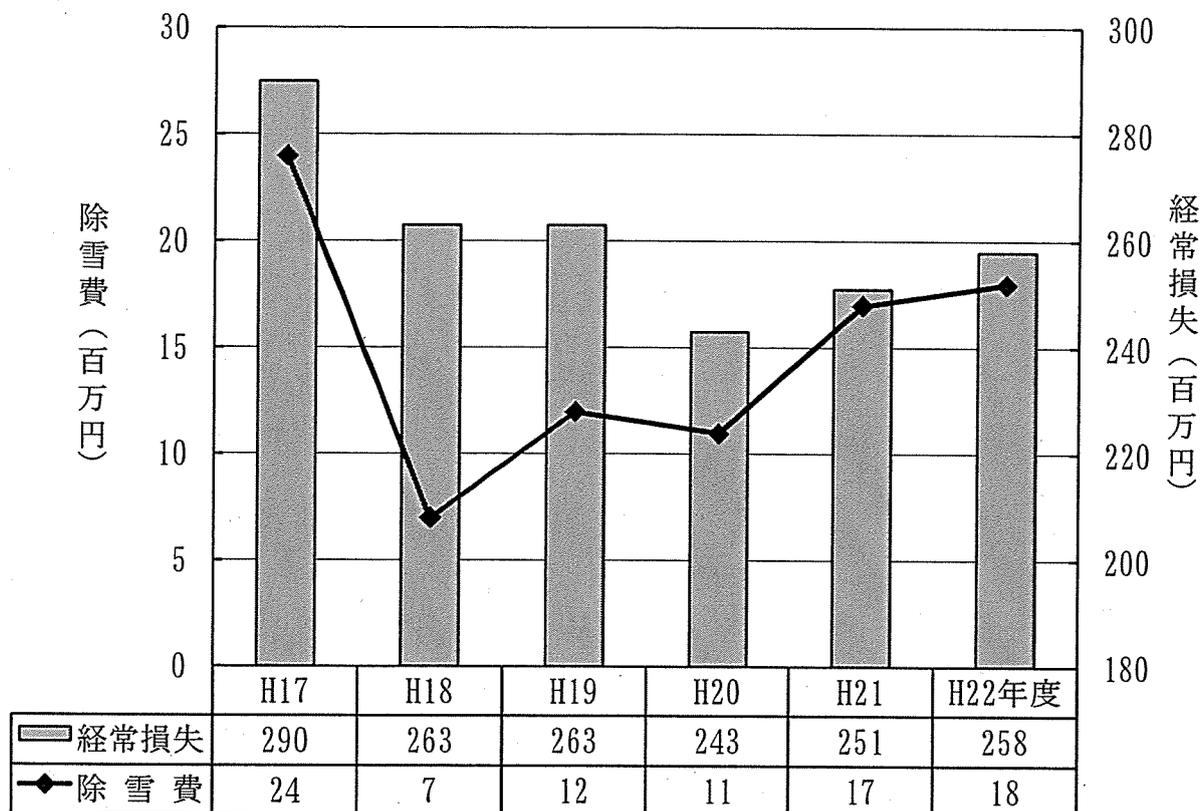
- (1) 積雪地域の実情に配慮し、第三セクター鉄道の除雪費に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 路線バスに対する国の支援は、過疎化等の地方の実態に応じて、輸送量による補助要件や平均乗車密度によるカット要件を緩和すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県の第三セクター鉄道は、積雪寒冷地を運行するため、昨冬のような豪雪時には除雪費が掛かり増しとなり、安定的な経営を困難にする要因となっています。
- (2) 本県では、主要な地域間を結ぶバス路線でも、過疎化等の影響により、その多くが国庫補助要件の輸送量を満たすのが難しいほか、対象路線でも、ほとんどの場合、平均乗車密度不足により対象経費がカットされています。そのため、国庫補助を受けられない部分に対し、県と市町村が、路線維持を図るため、独自の助成を行っています。

1 秋田内陸線の状況

● 除雪費の推移



2 県内の路線バスの状況

	H19	H20	H21	H22	H23
生活路線バス系統数	571	583	508	350	365
黒字系統数	109	97	111	74	86
赤字系統数	462	486	397	276	279
うち国庫補助系統数	36	29	26	27	26
平均乗車密度5人以上	2	1	2	0	0
平均乗車密度3人以上5人未満	21	16	11	11	10
平均乗車密度3人未満	13	12	13	16	16

全ての国庫補助系統が
平均乗車密度カット要件
に該当

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VII-3 中国人観光客に対する「査証」の発給緩和について

法務省入国管理局
外務省領事局
国土交通省観光庁

【提案・要望の内容】

本年7月に予定されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず本県を含む東北地方の各県に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災や東京電力福島原子力発電所の事故による風評被害の影響により、被害が甚大であった東北の被災三県に加え、当県を含む他の県においても、訪日外国人の落ち込みが著しい状況です。
- (2) 訪日外国人の多い韓国、中国、台湾、香港の中で、中国については入国の際に査証が必要となっています。
沖縄県においては、平成23年7月から、中国人観光客に数次査証を発給することとなったため、中国からの訪日外国人数が伸びています。
- (3) 当県では、香港、上海等の中国からの誘客に向け、東北観光推進機構とともに国際観光博へ出展するなど、訪日外国人の誘客プロモーションに取り組んでいます。
また、天津市との友好交流協定締結に向けて、具体的な交流に取り組んでいます。
- (4) そのほか、韓国や台湾に対しては、東北の安全・安心についてPRするとともに、隣県と連携した旅行コースの提案を行うため、知事によるトップセールスを行うなど、秋田・ソウル国際定期便や国際チャーター便を活用した東北への訪日外国人の誘客に取り組んでいます。

《参 考》

1 中国人観光客に対するビザ緩和

- ・1999年1月 中国政府、日本への団体観光旅行を解禁。
- ・2000年9月 日本政府、中国人団体観光客へのビザ発給を開始。
- ・2009年7月 日本政府、中国人個人観光客へのビザ発給を開始。
 - 対 象 者 十分な経済力を有する者とその家族（家族のみ観光不可）
 - 取扱公館 3公館（北京、上海、広州）
 - 旅行会社 48社
- ・2010年7月 日本政府、中国人個人観光客へのビザ発給要件を緩和。
 - 対 象 者 一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族（家族のみ観光可）
 - 取扱公館 7公館（中国全土における全公館）
 - 旅行会社 290社
- ・2011年7月 日本政府、沖縄数次ビザ（個人観光）の発給を開始。
 - 対 象 者 沖縄を訪問する中国人観光客で十分な経済力を有する者とその二親等までの家族（家族のみ観光不可）
 - 活動内容 沖縄訪問を含む国内観光
 - 滞在期間 90日 ○有効期間 3年
- ・2011年9月 日本政府、中国人個人観光客へのビザ発給要件を緩和。
 - 対 象 者 一定の経済力を有する者とその家族
 - 取扱公館 7公館（中国全土における全公館）
 - 旅行会社 300社

2 外国人延べ宿泊者数（従業員10人以上施設）比較表

年次	H22		H23 ※		前年比	
	全体	中国	全体	中国	全体	中国
全 国	26,023,000	4,509,080	16,405,020	1,958,930	63.0%	43.4%
北海道	2,055,360	296,140	1,438,990	194,700	70.0%	65.7%
岩手県	83,440	4,940	30,970	1,880	37.1%	38.1%
宮城県	159,490	13,890	42,220	6,730	26.5%	48.5%
福島県	87,170	7,690	20,190	3,150	23.2%	41.0%
被災三県計	330,100	26,520	93,380	11,760	28.3%	44.3%
青森県	59,100	5,690	26,450	2,250	44.8%	39.5%
山形県	52,630	6,300	29,190	2,390	55.5%	37.9%
秋田県	63,570	5,280	21,930	2,090	34.5%	39.6%
その他三県計	175,300	17,270	77,570	6,730	44.2%	39.0%
東北六県合計	505,400	43,790	170,950	18,490	33.8%	42.2%
沖縄県	442,260	35,780	493,380	67,780	111.6%	189.4%

（単位：人、％）

※ 確定値が出ていないため四半期ごとの数値を合計 出展：観光庁「宿泊旅行統計調査」

（県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課）

VII-4 観光による秋田の元気創出を支援する道路の整備推進について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

当県の将来を支える「総合戦略産業」として観光を位置づけていることから、観光を支援する道路整備を着実に推進するため、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の予算拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

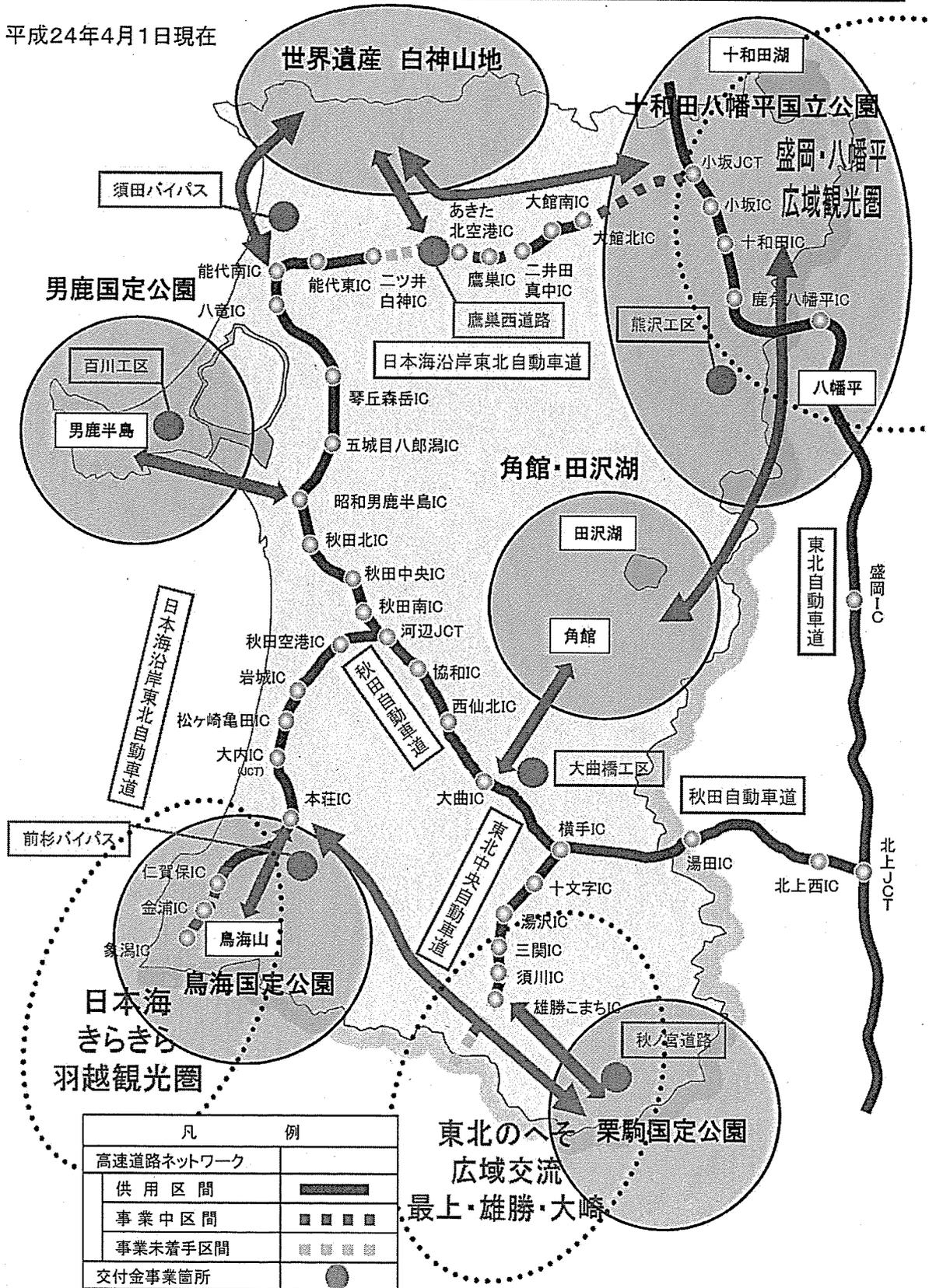
- (1) 当県は豊かな自然や景観、文化や伝統、スポーツなど、優れた資源を有していることから、観光や関連分野の強化により、地域の活性化等を図っていくこととしています。県では、これら資源にさらに磨きをかけるとともに、観光を本県の将来の発展を支える「総合戦略産業」として位置付け、積極的に育成、振興することとしています。
- (2) このため、平成24年度に部局再編を行い、観光文化スポーツ部を新たに創設し、観光振興を強力に推進することとしています。
- (3) 当県の観光戦略において、高速交通ネットワークの活用により、県外からの誘客を進めるとともに、観光地へのアクセスの利便性向上により、観光エリア内での周遊の促進に取り組むこととしています。
- (4) このため、観光振興を支える重要な基盤である高速道路や観光地へのアクセス道路の整備を重点的に進めています。

【主な交付金事業】

- | | | |
|---------------|--------|----------|
| ・ (一)大館能代空港西線 | 鷹巣西道路 | 北秋田市小ヶ田 |
| ・ 国道101号 | 須田バイパス | 能代市須田 |
| ・ 国道108号 | 前杉バイパス | 由利本荘市矢島町 |
| ・ 国道108号 | 秋ノ宮道路 | 湯沢市秋ノ宮 |
| ・ 国道341号 | 熊沢工区 | 鹿角市八幡平 |
| ・ (主)男鹿琴丘線 | 百川工区 | 男鹿市百川 |

秋田県観光支援道路図(主な交付金事業)

平成24年4月1日現在



凡	例
高速道路ネットワーク	
供用区間	——
事業中区間	■ ■ ■ ■
事業未着手区間	□ □ □ □
交付金事業箇所	●

(県担当課室名 建設部道路課)

VII－5 日欧間の輸送手段の多角化について

外務省欧州局
国土交通省総合政策局
経済産業省貿易経済協力局

【提案・要望の内容】

シベリア鉄道利用促進に向け、料金の低廉化や輸送品質の向上に関しロシア政府への働きかけを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、日欧間のコンテナ貨物輸送は、専らスエズ運河を経由する海上輸送により、約40日間かけて運ばれています。
一方、海上輸送は、輸送の迅速性の要請に加え、現下の中東情勢や海賊対策等のリスク管理上からも、代替輸送手段の検討を迫られる状況にあります。
- (2) 秋田県は、日本海を挟み対岸のロシア極東に最も近い位置にあることから、ユーラシア大陸を横断しモスクワ及びサンクトペテルブルグまでを約10日間で結ぶシベリア鉄道に着目し、日欧間の物流への活用のほか、沿線諸都市・中央アジア諸国への輸送（貿易）可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
しかしながら、同鉄道は、海上輸送に比し割高な料金に加え、荷の安全性・確実性（冬期の温度管理を含む。）の確保など、輸送品質に課題があり、特に同鉄道を利用し、市場進出を考える中小企業にとって障害となっています。
こうした状況から、同鉄道の利用促進のため、政府としてこれらの課題解決に向け、ロシア政府への直接働きかけが必要と考えられます。

(県担当課室名 産業労働部商業貿易課)

VIII 少子化対策と子ども・子育て対策の充実

VIII-1 出会い・結婚、仕事と家庭の両立支援など少子化対策の総合的な推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

厚生労働省職業安定局、雇用均等・児童家庭局

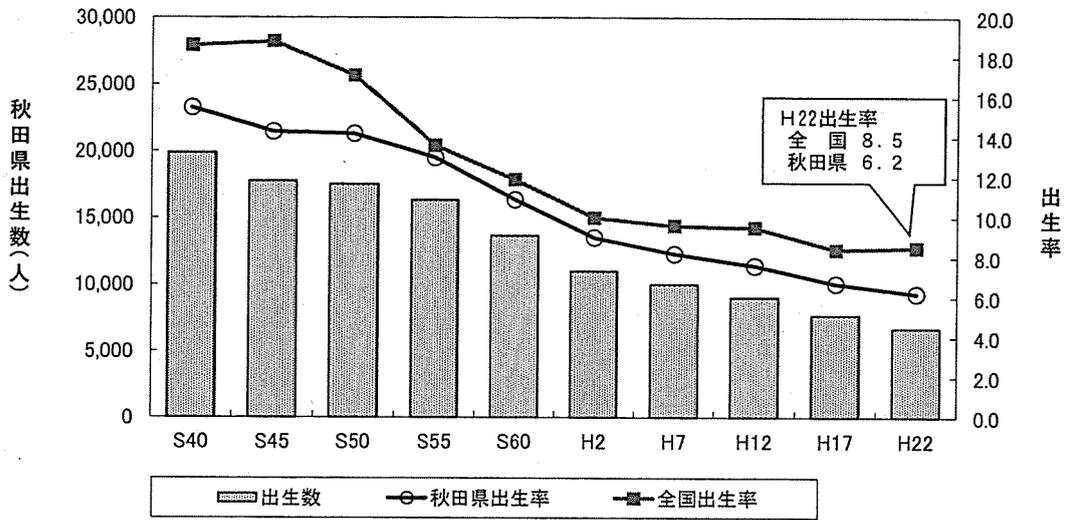
【提案・要望の内容】

- (1) 結婚対策として、国が、出会いの場づくりや職場・学校教育などの幅広い分野における結婚に結びつく取組等を推進するとともに、個人の意思を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての意義・素晴らしさ等について、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、政策的に取り組むこと。
- (2) 企業において従業員の仕事と子育てが両立できるよう、一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業に対して計画策定を支援するほか、中小企業が行う両立支援の取組に対する助成金等支援策の拡充や、支給要件の緩和、手続きの簡素化などを図ること。

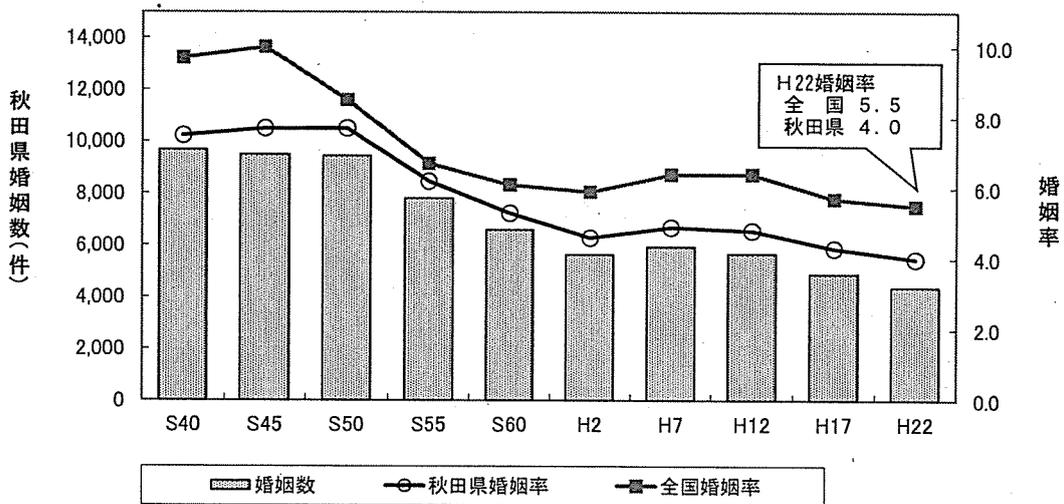
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降16年連続、婚姻率が平成12年以降11年連続して全国最下位で、人口減少率も5.2%と全国で最も高く、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“2012”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しております。
- (2) 少子化対策の主な取組として、「あきた結婚支援センター」を設置し、結婚を希望する方々に個別のマッチングを調整するシステムを導入し、出会い・結婚支援の充実を図っております。
また、従業員の仕事と子育ての両立を図るため、企業内研修会を開催するほか、次世代育成支援員や専門アドバイザーによる一般事業主行動計画の策定支援や策定後の目標達成に向けたフォローなどを実施しております。
そのほか、「秋田県少子化対策基金」を造成し、民間の団体及び企業が行う子育て環境の整備、若者定着、結婚しやすい環境づくり等を支援する資金として活用しております。
- (3) 結婚への支援をはじめ、子ども・子育てへの支援は未来への投資であり、国の責任において積極的に進める必要があります。

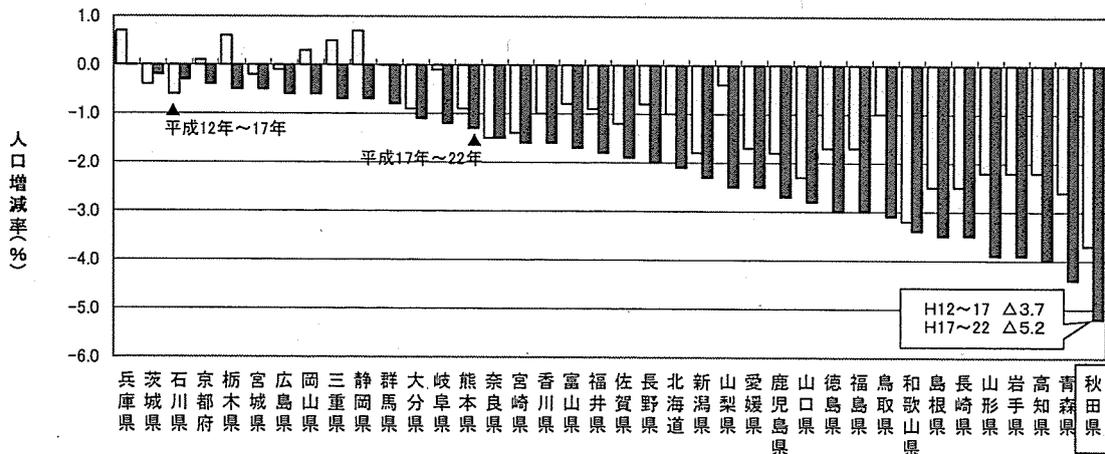
(参考1) 当県の出生数・出生率



(参考2) 当県の婚姻数・婚姻率



(参考3) 都道府県別人口増減率(今回人口減少県)



出典:平成22年国勢調査

(県担当課室名 企画振興部少子化対策局)

VIII-2 子ども・子育て支援施策の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、保険局

【提案・要望の内容】

- (1) 子ども・子育て支援事業の実施に伴い自治体の負担が増加しないよう、必要となる財源の確保については、国の責任において確実にを行うこと。
- (2) 妊婦健診について、事業実施主体である市町村に対し、国の責任において安定的な財政措置を講じること。
- (3) 子どもに対する医療保険制度において自己負担をさらに軽減するとともに、対象の児童の年齢を引き上げること。
- (4) 母子寡婦福祉資金等の貸付支援において、父子家庭についても支援の対象とすること。
- (5) 中軽度の聴覚障害を有する児童の補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、出生数が平成16年以降連続して8,000人を割り込むなど、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、「秋田の少子化対策“2012”」を策定し、総合的な少子化対策を推進しているところです。
- (2) 子ども・子育て新システム関連法案が、3月末に国会へ提出されたところですが、新システムによる子ども・子育て支援対策は、自治体の財政力に関わらず、子どもや子育て家庭が全国どこでも一定水準以上のサービスを受けられるよう、確実な財源確保が必要です。

- (3) 妊婦健診については、平成21年2月から都道府県に対する妊婦健康診査臨時特例交付金制度及び市町村に対する地方交付税措置などの支援の充実が図られ、平成24年度分についても国の平成23年度第4次補正予算により制度を1年間延長するなど暫定的な措置が取られていましたが、平成25年度以降の取り扱いが未確定となっています。
- (4) 子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料や乳幼児・小学生の医療費に対する助成などを図り、子どもを産み育てやすい社会づくりを進めていますが、財政事情が一段と厳しさを増す中で、県の段階で実施できる施策・事業とその効果には限界があります。
- (5) 当県では、父子世帯の6割以上が年間就労収入300万円未満の低所得世帯であり、全国の約4割を大きく上回っております。
また、ここ数年の雇用情勢等の悪化などにより、母子世帯と同様、父子世帯の置かれている状況も厳しさを増しており、父子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子寡婦福祉資金等の貸付対象とする必要があります。
- (6) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するものですが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）がある児童については、高額な補聴器を全額自己負担で購入している現状にあります。
- (7) このため、当県では平成22年度から新たに、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じ助成しています。また、市町村も県と同額程度の助成措置を行っていることから、国においても障害者自立支援法に準じた財政支援を行う必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課、子育て支援課、健康推進課)

Ⅸ 地域医療対策の充実

IX-1 地域における医師確保に対する支援の強化について

厚生労働省医政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

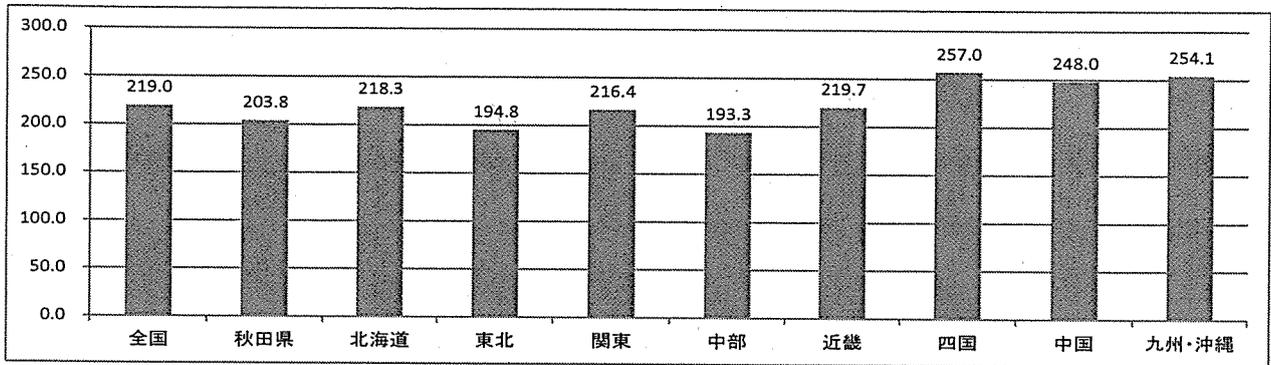
- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るため、国において、地域毎、診療科毎の必要医師数を把握するとともに、医学部の定員増など、地域で不足している医師の養成を責任を持って行うこと。
- (2) 地方の国立大学法人が、地域特性を踏まえた医学教育の充実や地域への医師派遣機能の強化ができるよう、医学部の教員数増や施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することや、臨床研修修了後の過疎地勤務を義務づけるなど、医師の地域的な偏在や診療科偏在の解消に向けた制度を構築すること。
- (4) 医師の養成・確保について、地方に財政負担を強いることなく、国の責務として十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

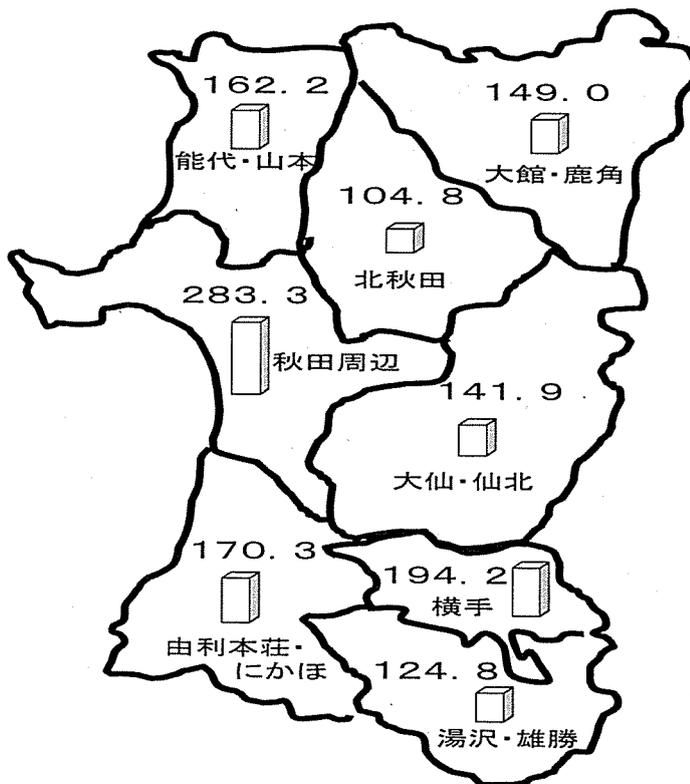
- (1) 医師が都市部へ集中しており、地域の中核的な病院においては、医師不足がさらに深刻化し、診療制限等が行われています。
当県が県内の75病院を対象に独自に実施した医師の充足状況調査（平成23年10月）によると、全体の60%にあたる45病院が何らかの診療科で医師が不足しており、合計で372人の医師が不足しています。
- (2) 当県では、地域医療を支える医師の育成を目的とした「総合地域医療推進学講座」（期間：平成20年度～平成24年度）と、医師派遣機能の強化を目的とした「地域医療連携学講座」（同：平成22年度～平成25年度）の2寄附講座を秋田大学に設置しています。

- (3) 「新医師確保総合対策」以降、医学部の定員増にあたっては、地方が奨学金を設定することが条件となっており、当県においては、平成23年度に医学生等に対する奨学金として227百万円を支出し、ピーク時の平成29年度では481百万円が見込まれています。さらに、臨床研修医の確保対策、大学への寄附講座の設置など、医師の養成・確保については、長期にわたり多大な財政負担が生じます。

〔地域ブロック別10万人対医療施設従事医師数（平成22年）〕



〔二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成22年）〕



(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室)

Ⅸ－２ 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院であるとともに、災害時において中心的な役割を果たす公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を公的病院である厚生連病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村が支援を行っています。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良費については交付税措置の対象となっているものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費を助成した場合については、何ら財政的な支援制度はありません。
- (3) 当県では、公的病院に対して、運営費の助成に加え改築等への助成も行っており、今後、周産期医療や救急医療などの拠点となる機能を有する医療機関の整備を進めるためには、さらなる支援の充実が必要ですが、多大な財政負担となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

IX-3 がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) がん検診について、市町村事業による受診率に加え、職域を含めた受診率や受診実態を正確に把握するための手法の確立を図ること。
- (3) 地域がん登録の早期の法制化と、十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) がんは、当県における死因の第一位で、年間4千人を超える方が亡くなっており、10万人あたりの死亡率は平成9年以降連続して、全国で最も高い状況にあります。こうした状況を踏まえ、当県では、がんの予防から早期発見、医療、緩和ケアに至る施策を総合的に実施しています。
- (2) 当県の平成22年度の市町村におけるがん検診受診率については、胃がん15.6%、大腸がん24.9%、肺がん23.3%、子宮がん24.9%、乳がん25.7%となっており「秋田県がん対策推進計画」に掲げる「受診率50%以上」の目標を達成するには、更なる取組が強く求められます。
- (3) 子宮がん検診は、国の基準では20歳以上の女性を対象として2年に1回実施することとされていますが、当県では、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう県単独事業で市町村に助成しています。
また、胃がん検診については、無料で受診できるクーポン券を40歳と50歳の県民に配布し、その検診費用と事務費を市町村に助成しています。
これに加え、県が設置した受診勧奨センターから市町村のがん検診未受診者に対し、電話や手紙で個別に受診を呼びかける、いわゆるコール・リ

コール事業を実施しており、その対象となるモデル市を3市から8市に拡充しています。

- (4) 市町村が行うがん検診については、対象者数の定義が統一されておらず、また、職域におけるがん検診については、受診状況を正確に把握する手法が確立されていません。

そのため、当県においては、各医療機関の協力を得て、職域を含めた県全体のがん検診受診率の把握に取り組んでいます。

- (5) 適切ながん対策を進めるためには、がんの罹患状況と死亡情報を正確に把握することが重要であり、地域がん登録を全国的に統一した方法で推進する必要があります。そのため、地域がん登録の法制化や、この実施に伴う十分な財源の確保を図る必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課がん対策室)

IX-4 現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について

厚生労働省保険局

【提案・要望の内容】

国は、地方が単独で実施している乳幼児や重度障害者等に対する医療費の助成事業を「現物給付」により実施した場合、市町村国保に対する療養給付費国庫負担金を減額調整しているが、市町村国保財政上大きな影響を受けているので、この減額措置を廃止すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県が単独で実施している乳幼児やひとり親家庭、重度障害者等に対する医療費助成事業は、国の制度を補完する制度として、地方の実情に応じて実施しているものであり、当県における社会保障制度として広く定着し、県民福祉の向上に大きな役割を果たしています。
- (2) こうした中で、国と地方が、昨年12月の「国と地方の協議の場」において、税・社会保障一体改革に向けた消費税率引き上げに伴う地方への配分の算定基礎に、こうした地方単独事業を含むことを合意しています。
この合意は、地方単独事業が社会保障制度として一定の役割を果たしていることを前提としたものですが、一方で、国は、地方単独事業の実施を理由として市町村国保に対する療養給付費国庫負担金の減額措置を行っており、これは上記合意と矛盾するものと考えられます。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

IX-5 子宮頸がん等ワクチンの定期予防接種化及び同ワクチン接種緊急促進事業の継続について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（以下「子宮頸がん等ワクチン」という。）の定期予防接種化の早期実現を図るとともに、市町村の財政負担を現在より増加させることがないように、国の責務として安定的な財源を確保し市町村に財政措置を講じること。

なお、定期予防接種化が実現するまでの間は、平成25年3月31日までの期間限定で実施されている子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を平成25年度以降も継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、国においては、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等の予防接種制度の見直しについて検討がなされ、その中で子宮頸がん等ワクチン接種については、定期予防接種化に向けた検討が進められていますが、未だ結論が出ておらず財源の見通しも立っていません。
- (2) 当県においては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による国の補助基準額（基準となる接種経費の9/10）を超える部分（基準となる接種経費の1/10）についても県と市町村で負担する制度を整え、接種の促進に取り組んでいます。

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

IX-6 特定疾患治療研究事業の対象疾患の拡大及び県の超過負担の解消について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) 胆道閉鎖症など、公費負担制度から除かれている疾患について、患者が安心して継続的に治療が受けられるよう、特定疾患治療研究事業の対象疾患を拡大すること。
- (2) 県の超過負担となっている特定疾患治療研究事業費について、国が定めている負担割合を維持できるよう、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患については、20歳を超えた時点から医療費の自己負担が大きくなるため、特定疾患治療研究事業の対象として認定し、負担の軽減を図る必要があります。
- (2) 国が定める特定疾患治療研究事業費の補助率は、国及び県がそれぞれ2分の1となっていますが、平成13年度以降、国庫負担額が減少し続けています。このため、県の超過負担額が大幅に増加しており、平成23年度は実質的な国・県の負担割合は、およそ国4分の1、県4分の3となっています。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

X 次代を担う人材育成のための教育の充実

X-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数学級の実現に関しては、安定的な35人以下学級の推進のため、計画的に制度化を図るとともに、指導方法工夫改善のための加配を活用した少人数授業や、習熟の程度に応じた取り組みが効果を上げてきている現状を踏まえ、現在の加配数を維持すること。
- (2) 市町村合併に伴う学校統廃合に係る市町村合併支援加配措置について、市町村合併を伴わない市町村に対しても弾力的な運用を図ること。
- (3) 養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員定数について、養護教諭の複数配置の算定基準、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 義務標準法の改正により、平成23年度から小学校1年生の35人以下学級が実現し、今年度は、加配により小学校2年生の36人以上学級の解消が図られています。

当県では、少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年度）において30人程度学級編制を実施し、その他の学年においても少人数学習に積極的に取り組んでいます。当県児童生徒が「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスの成績を収めていることや、生徒指導面で安定していることは、これらの取り組みの成果ととらえており、平成23年度に小学校3年生、平成24年度には小学校4年生に30人程度学級編制を拡充し、教育環境の一層の向上に努めているところです。

このように、児童生徒に確かな学力の定着を図り、安定した学校生活を送るためには、子ども一人一人にきめ細かな指導を行うことのできる少人数学級の実現と少人数学習（ティーム・ティーチング等）の両輪が不可欠です。

今後、国においては、安定的な少人数学級の推進の観点から、平成25年度以降に向けた基礎定数化による対応及び少人数指導で効果を上げている指導方法工夫改善加配定数の維持並びに学校の諸課題を解決するための加配定数の維持が必要と考えます。

なお、採用数等、将来を見通した定数管理をするため、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を早期に策定し、中長期的な計画を示していただくことが必要です。

- (2) 当県は、少子化の進行や市町村合併及び合併後の学校統廃合が進み、教職員定数の激減による影響が懸念されています。

平成22年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」の中で、市町村合併に伴わない学校の統廃合に対しても、児童生徒の教育環境の激変を緩和するために教職員の加配措置をすることが必要とされていることから、小・中学校の適正配置に向けた市町村の取組を支援するため、早期に、新たな教職員定数の激変緩和措置を講じる必要があります。

- (3) 当県においては、養護教諭について、保健室利用率の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化・多様化する問題の解決などに対し、学校規模による教職員の負担の格差を是正する必要があるとあり、複数配置の算定基準の引き下げが必要となっています。

また、栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げが必要となっています。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

X-2 地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 公立大学に対する地方交付税措置について、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりにより要する経費（単位費用）を引き上げること。
- (2) 公立大学のうち、国際コミュニケーション系学部について、種別補正の見直しを行うことなどにより、地方交付税措置を拡充すること。
- (3) 地方の国立大学法人に対する運営費交付金について、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県のように大学が少ない地域においては、国公立大学は高等教育機関の中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き有為な人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点としての役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

- (1) 公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されておりますが、安定的な運営を維持するには十分とは言えません。
特に、当県においては、少人数教育等により重点的に教育の質の向上を図っており、また、授業料減免の申請者数が、東日本大震災等の影響により増加していることから、単位費用を増額する必要があります。
- (2) 当県では、世界を舞台に活躍できるグローバル人材の育成を目的として国際教養大学を設置しています。
同大学の運営費に係る地方交付税については、文科系学部（家政系学部

及び芸術系学部を除く。)として措置されていますが、実態との乖離が著しく、地方負担が大きい現状にあることから、種別補正の見直しを行うことなどにより、地方交付税措置を拡充する必要があります。

- (3) 国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

(参考) 公立大学に対する地方交付税措置

地方交付税算定に係る単位費用(学生一人当たりに要する経費)の推移

(単位:千円)

種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
理科系(道府県)	2,004	1,961	1,811	1,762	1,709	1,689	1,844	1,832
家政系・芸術系(道府県)	886	856	808	765	753	722	752	744
文科系	334	308	273	256	245	227	248	243

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

X-3 保育所運営費の拡充について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 私立保育所に勤務する保育士の待遇改善につなげるため、保育所運営費負担金制度の保育単価を見直すなど保育所運営費の拡充を図ること。
- (2) 保育所運営費における除雪費加算については、対象となる私立保育所が同一市町村の中でも限定される状況となっていることから、対象地域を豪雪地帯に拡大するなど、実態に則した加算制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 保育の需要が確実に増えている現在、保育所では保護者の多様な保育ニーズに対応するために保育士を安定的に確保する必要があります。一方で、保育士を目指す学生の多くは、保育士を正規職員として採用する保育所が少なくなっていることから、県内就職が難しい状況にあります。

また、私立保育所においては、正規職員として雇用された場合でも、多忙な就労環境に加え賃金レベルが低いために、比較的短期間に離職するケースが見受けられるなど、保育士を確保することが困難となっています。

保育士の待遇改善は、保育所における保育の質を確保し、待機児童を解消することにもつながることから、保育所が多様な保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう、保育所運営費負担金制度の現行の保育単価を見直すなど保育所運営費を拡充する必要があります。
- (2) 当県は全県が豪雪地帯に指定されておりますが、特に特別豪雪地帯は合併前の旧市町村単位での指定となっているため、現在は21の旧市町村だけが指定されている状況にあります。合併後の市町村では、その一部が特別豪雪地帯でない状況にあり、このため、同一市町村の中でも除雪費加算の対象となる私立保育所は限定されています。

ここ数年は、県内において大雪による被害が多数確認されており、特別豪雪地帯と豪雪地帯の区別がつかない状況となっています。

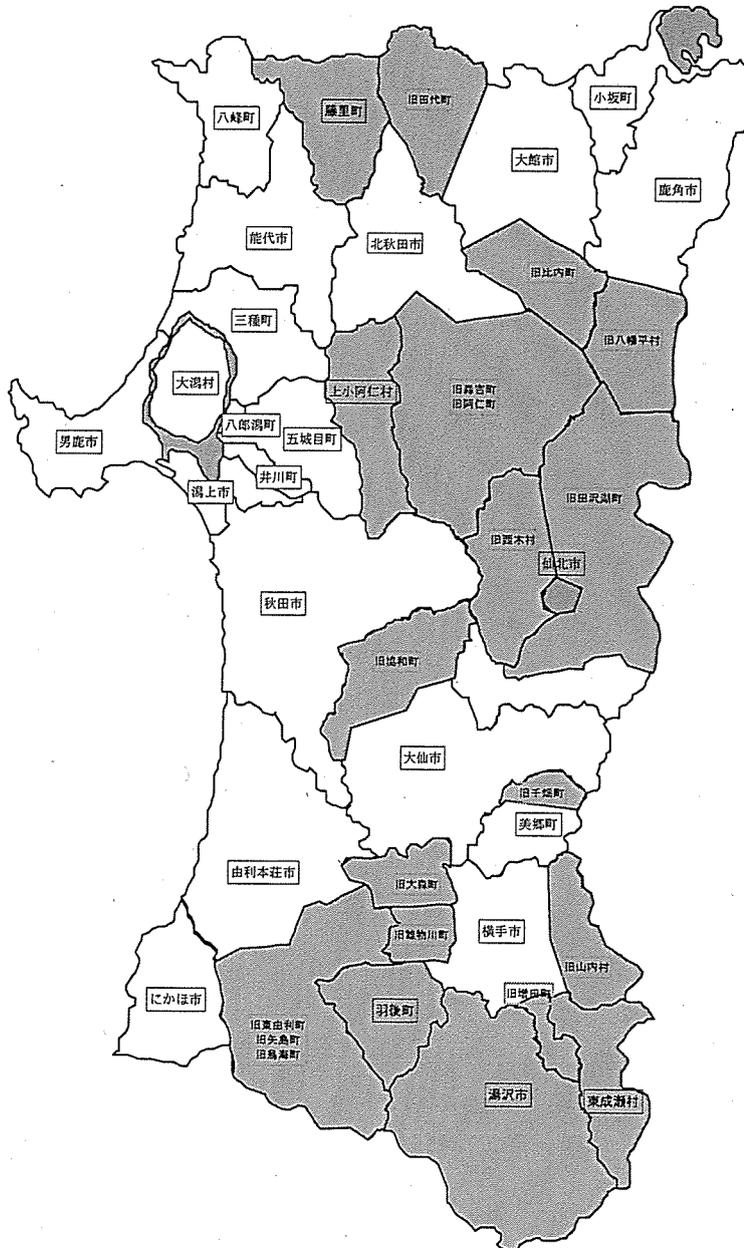
こうしたことから、除雪費加算の対象地域を豪雪地帯に拡大するなど、実態に則した加算制度とする必要があります。

【参考資料】

平成23年 保育士の平均勤続年数と月額給与

	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	月額給与（万円）
全国	34.7	8.4	22.03
秋田県	33.9	8.8	21.38

保育所運営費の除雪加算対象地域
(豪雪地帯対策特別措置法 特別豪雪地帯)



(県担当課室名 教育庁幼保推進課)

X-4 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

文部科学省文化庁

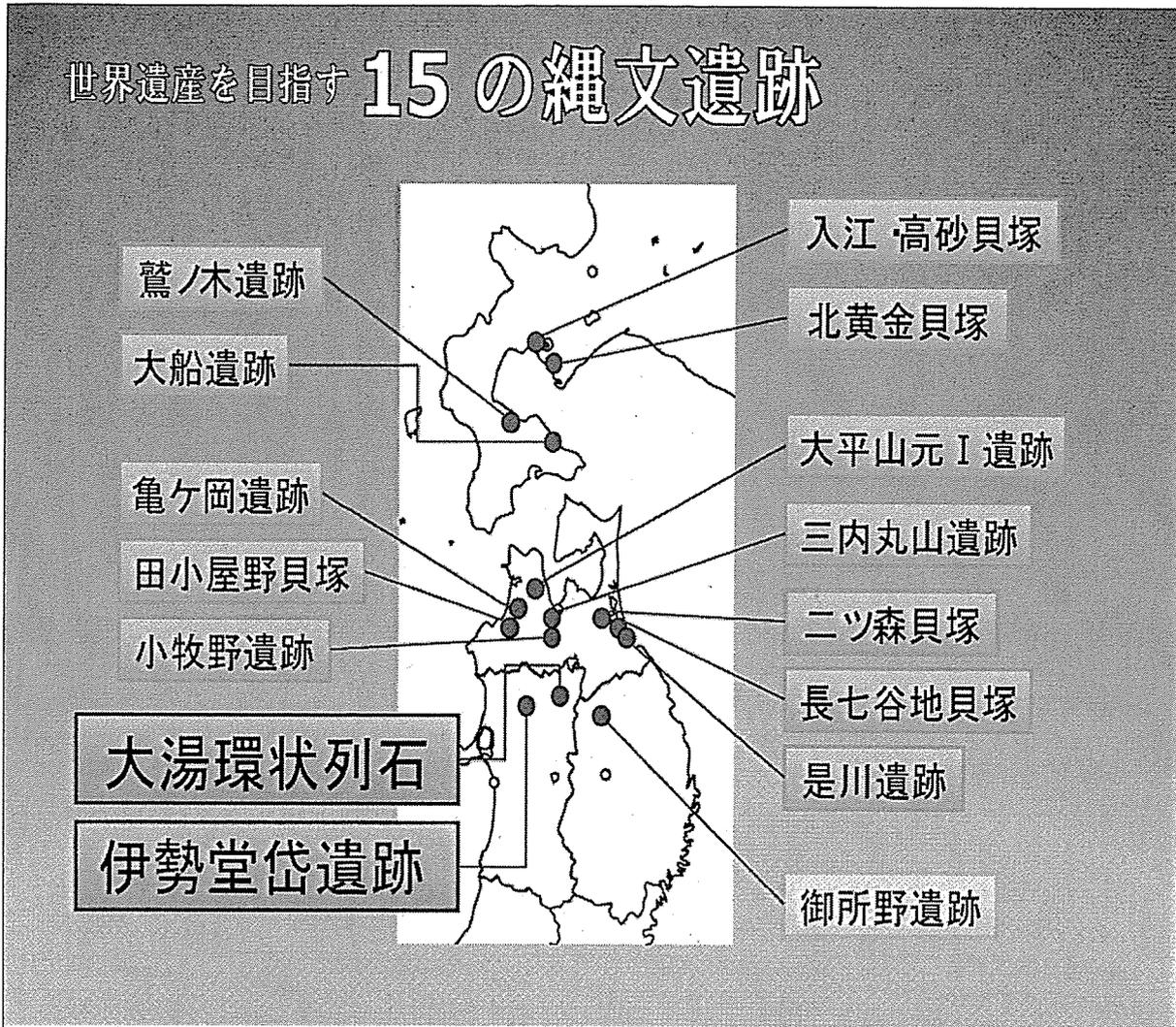
【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に関し、平成25年を目標としている国から世界遺産委員会への推薦について推薦書の作成を支援し、また優先的に提出すること。
- (2) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた国際的合意形成及び国内気運の醸成に向けた情報発信等の事業を国庫補助事業の対象に含めるなど、世界遺産登録の推進について支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、北海道・北東北地域に所在する、縄文時代を代表する15の遺跡から構成されており、当県からは、特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡が含まれています。
「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」について推薦書作成の準備を進め、平成25年度の国から世界遺産委員会への推薦、平成27年度の世界遺産委員会での審議・登録実現を目指しています。
- (2) 登録推進に当たっては、当県をはじめ、北海道、青森県、岩手県の4道県が共同して事業を進めていく協定を締結し、推薦書の作成等を行うほか、秋田県では、個別資産の保存管理計画の検討、縄文遺跡群に関する写真展や説明会を開催するなど地元機運の醸成とともに、遺跡群の価値や魅力を広く国内外に普及啓発するための情報発信事業を推進していきます。

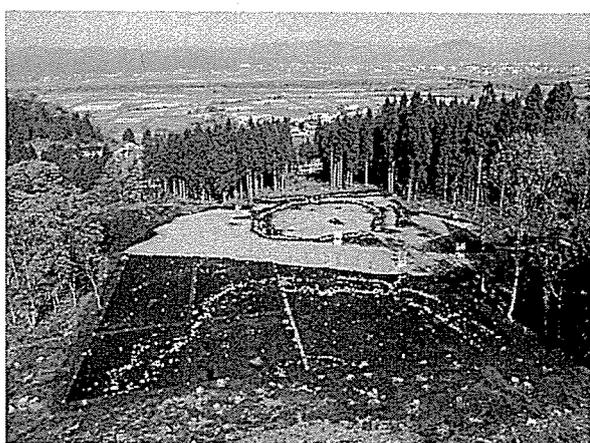
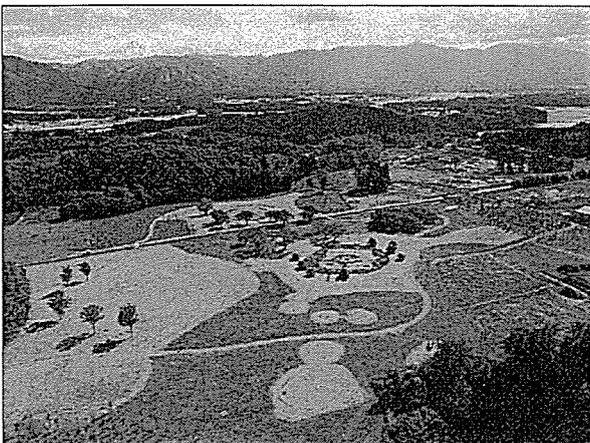
■ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成遺跡位置図



■ 秋田県の2遺跡の概要

国指定特別史跡	大湯環状列石(鹿角市)
<p>米代川支流の大湯川左岸の舌状台地上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた縄文人の壮大な記念物である。環状列石の周囲には、掘立柱建物跡・土抗・貯蔵穴などが列石を取り囲むように同心円状に分布する。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、これを中心に自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられ、縄文人の葬送儀礼、祈りとまつりなどを考える上で重要である。</p>	

国指定史跡	伊勢堂岱遺跡(北秋田市)
<p>米代川中流域の左岸の河岸段丘上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の4つの環状列石を主体とする大規模な祭祀の場と考えられ、環状列石の石組みには、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。環状列石周辺からは、土抗墓・配石遺構・掘立柱建物跡・溝状遺構などが確認されている。縄文時代の祈りとまつりなどを考える上で重要である。</p>	



(県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室)

X I 公共基盤整備の着実な促進

X I - 1 高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減など、地方の自立や発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成すること。

- (1) 平成25年度供用予定の日本海沿岸東北自動車道「大館北～小坂」間などの現在事業中の区間については、県内外との交流を活発にするため、建設スピードを落とすことなく早期整備を図ること。
- (2) 事業未着手区間である日本海沿岸東北自動車道「遊佐～象潟」間については、平成25年度の新規事業化を図ること。また、東北中央自動車道「泉田道路～雄勝こまち」間については、早期に計画段階評価箇所位置づけること。
- (3) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井白神～あきた北空港」間については、隣接する「鷹巣大館道路」の供用に合わせて整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の高速道路は、日本海沿岸東北自動車道「酒田みなと～仁賀保」間及び「二ツ井白神～小坂」間、東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち」間が不連続となっており、物流の効率化や交流の促進、三次救急医療施設への搬送時間の短縮、災害時の防災ネットワークの確立等、地方の自立や産業・経済発展の妨げとなっています。
- (2) 東日本大震災において、高速道路は他の交通インフラに比べいち早く物流機能を回復し、被災地への救援物資の輸送、物流ルート確保による企業活動の支援等において重要な役割を発揮したところです。
大規模災害時におけるリダンダンシーとしての日本海国土軸の重要性が改めて認識されたところであり、ミッシングリンク解消による早期のネットワーク完成が求められています。
- (3) 当県では、二ツ井今泉道路とあきた北空港ICを結ぶ「鷹巣西道路」を今年度から新規事業として着手し、重点的に事業推進しています。

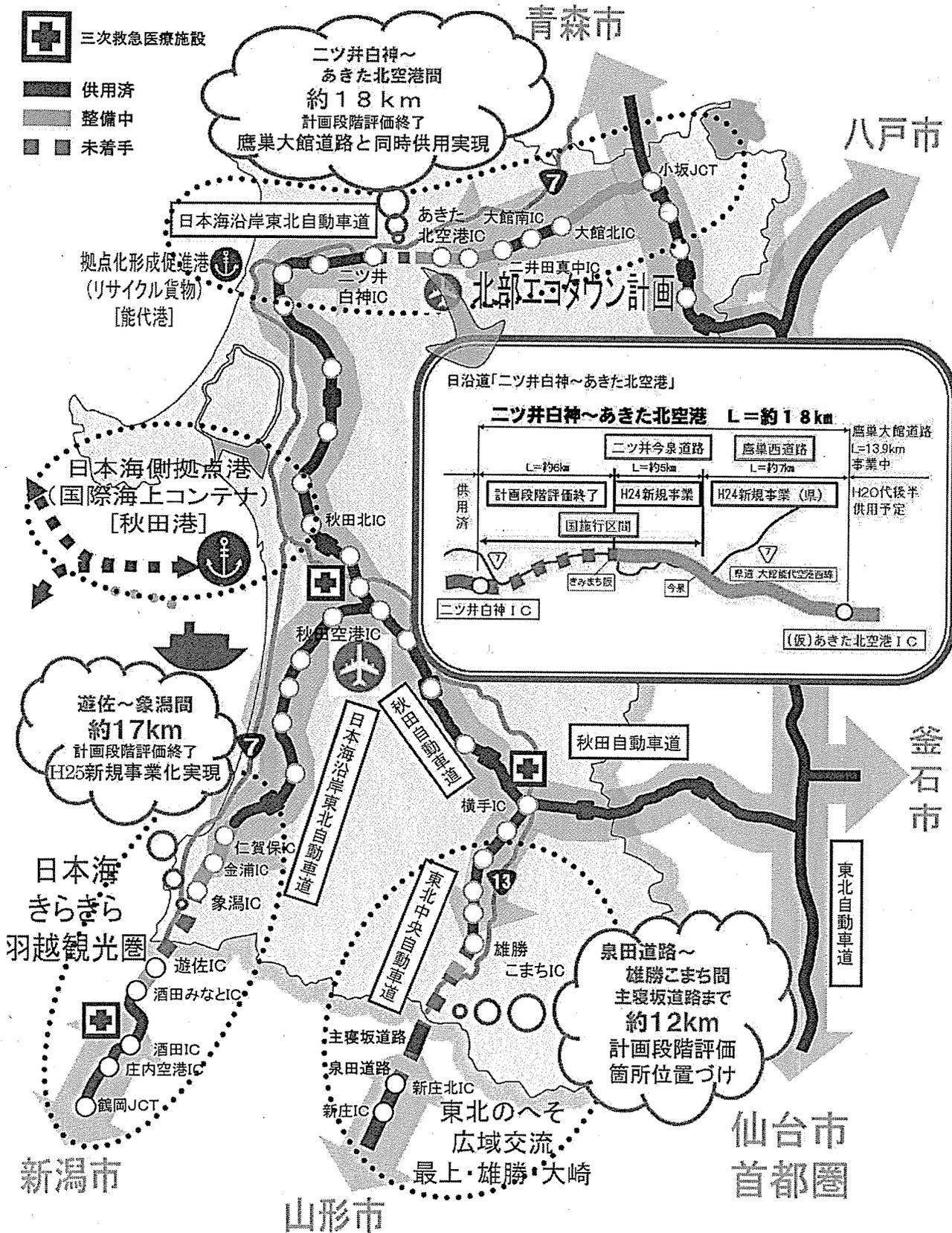
高速道路ネットワークのミッシングリンク解消

平成24年4月



三次救急医療施設

- 供用済
- 整備中
- 未着手



(県担当課室名 建設部道路課)

X I - 2 日本海側拠点港としての秋田港の整備促進と能代港の拠点化形成への支援について

国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 日本海側拠点港に選定された秋田港について、物流拠点の機能強化として、県が整備している国際コンテナターミナルの2期計画を推進するため、補助金等を含めた財政支援制度の拡充を図ること。
- (2) 秋田港について、通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする港内静穏度のさらなる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備促進を図ること。
- (3) 拠点化形成促進港に位置付けられた能代港について、リサイクル貨物機能にかかる日本海側拠点港への格上げに向けた調査を実施するための支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

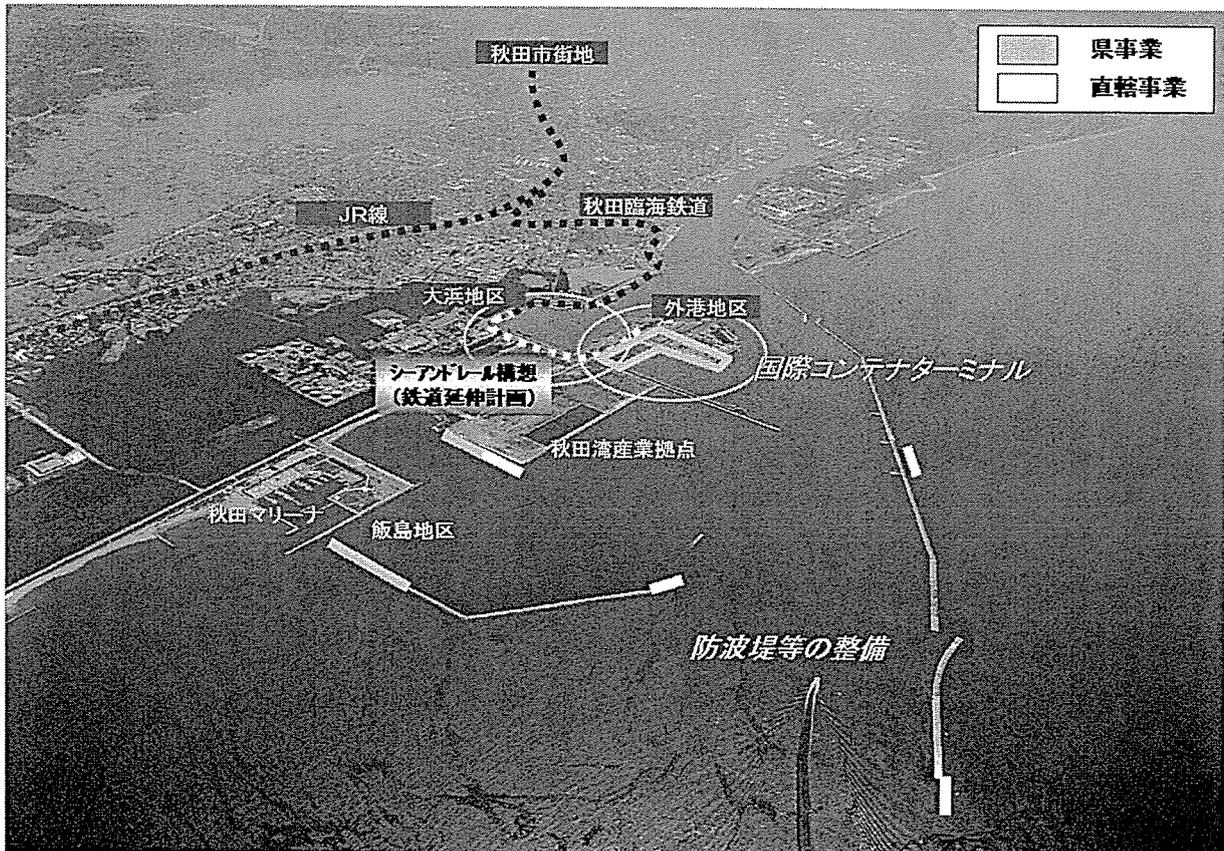
- (1) 秋田港は、東日本大震災時には被災地域への救援物資や救援要員の受入など多様な機能を果たすとともに、その後も東北の経済活動を支える物流拠点として重要な役割を担っています。また、「秋田港シーアンドレール構想」の実現のため、秋田港とロシア極東を結ぶ環日本海航路の開設に向けて、地元民間団体と行政が一体となって積極的に取り組んでいます。
- (2) 秋田港の平成23年のコンテナ貨物取扱量は、過去最高の6万2千TEUとなり、今後も増加する見込みです。今年4月に供用開始した外港地区新国際コンテナターミナルでは、ヤード面積の拡大や大型船への対応、新たな荷役機械の導入などにより飛躍的に荷役効率が向上し、物流コストの低減が図られております。今後増大するコンテナ取扱量に備えてコンテナヤードを拡充する2期計画工事に着手しています。
- (3) 国では県による背後地整備と連携し、長周期波対策として防波堤等の整備を進めてきており、今年度からは防波堤延伸による静穏度対策が進められています。
- (4) 能代港は、背後の県北部地域に世界最先端の金属リサイクル技術を誇る企業群が集積しており、これらリサイクル産業の物流拠点として重要な役割を担っております。また、酒田港との拠点港連絡会議を開催し、連携を深め、拠点港選定に向けた取り組みを進めています。

日本海側拠点港(国際海上コンテナ機能)



- 【地政学的拠点として沿海州と秋田の歴史的な交流】
- ・古くから経済的な結びつき
秋田市-ウラジオストク市姉妹都市 (H4~)
 - ・極東船舶公団 (FESCO社) との
コンテナ航路覚書 (H20. 7)
 - ・沿海地方行政府包括友好協定 (H22. 3~)
 - ・知事がロシア訪問 (H22. 5、H22. 9)

平成25年度 秋田港要望箇所図



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

X I - 3 産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

県都秋田市周辺における交通の円滑化を図るため、国道7号下浜道路と秋田南バイパスの整備を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道7号は、日本海側の広域的な交通ネットワークを形成するとともに、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有することから、特に災害等の緊急時においては地域住民の生活に欠かせないリダンダンシーを確保する重要な幹線道路です。
- (2) 国道7号は、本県の主要産業である電子デバイス産業が集積している本荘由利地域と日本海側拠点港（国際海上コンテナ）の秋田港などを結ぶ広域物流ルートを形成しています。
- (3) 国道7号は、県南部から秋田市中心部に直結する最短の幹線ルートであるにもかかわらず、下浜地区では、1日約2万台の交通量が片側1車線の狭隘な区間を通過し、慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生しているとともに、沿道では交通騒音が環境基準を超過するなど劣悪な生活環境となっています。
また、通勤時間帯に渋滞が発生している秋田南バイパス事業区間では、渋滞回避車両が生活道路に流入し、生活道路の渋滞も引き起こす悪循環に陥っています。
- (4) 当県では、下浜道路へのアクセス道路として、県道川添下浜停車場線（羽川工区）を平成23年度に新規事業化し、整備を推進しています。

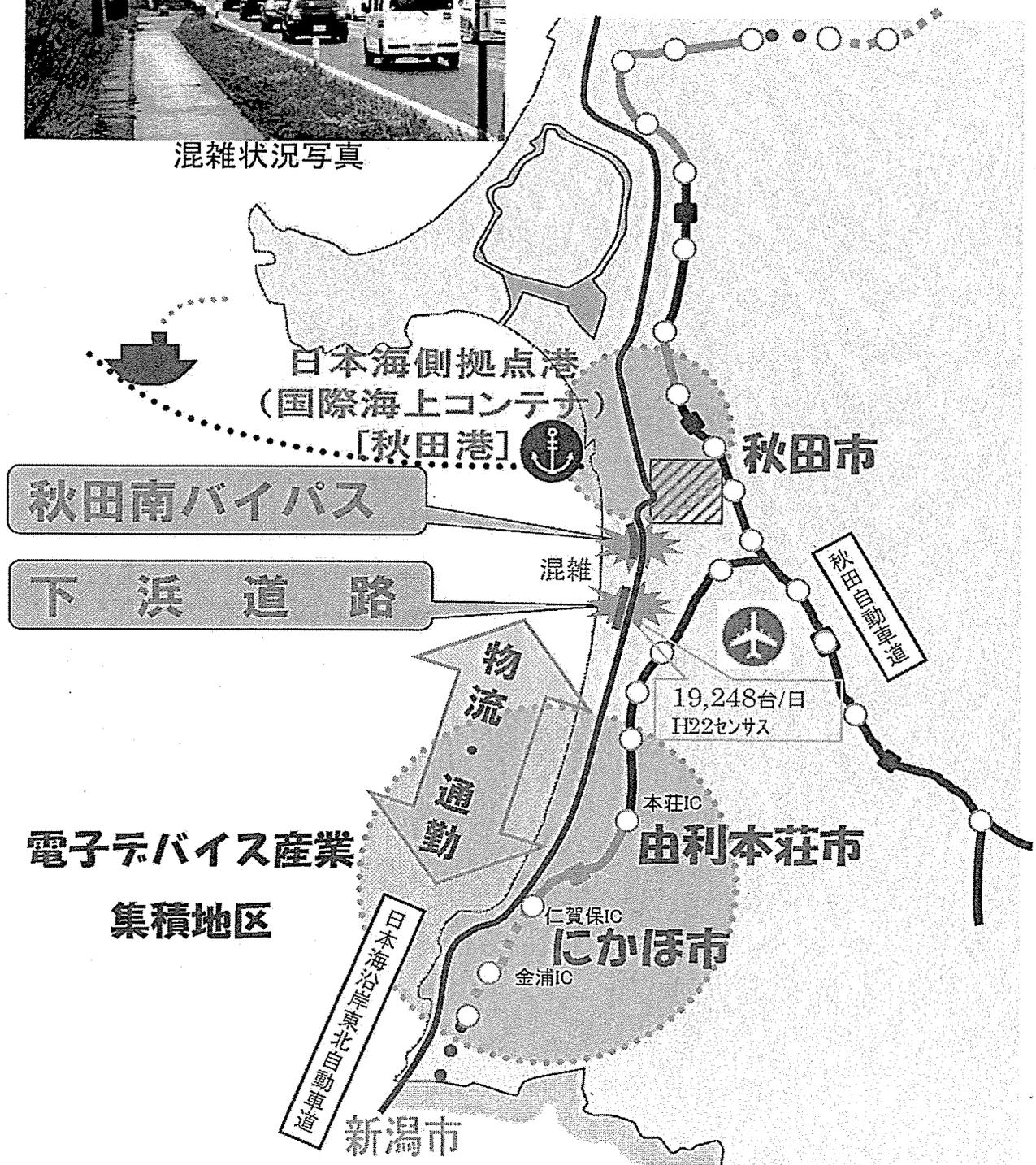
産業・生活を支える国道7号の整備促進

平成24年4月

国道7号 下浜道路 現況



混雑状況写真



(県担当課室名 建設部道路課)

X I - 4 地域再生・都市再生に向けたまちづくり関連事業等の推進について

国土交通省都市局、住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 都市機能の集約化を図り、災害に強く、環境に配慮した魅力あるまちづくりを進めるため、街路事業や土地区画整理事業を推進すること。
- (2) 地域の特性を活かした個性あるまちづくりを支援するため、都市再生整備計画事業を推進すること。
- (3) 都市における土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

人口減少が著しい秋田県では、少子高齢化に対応し、災害に強く、環境に配慮したまちづくりが強く求められています。特に中心市街地の活性化、既成市街地の再構築など、都市部の利便性向上のため、都市機能を集約したまちづくりを目指して次のような取り組みをしています。

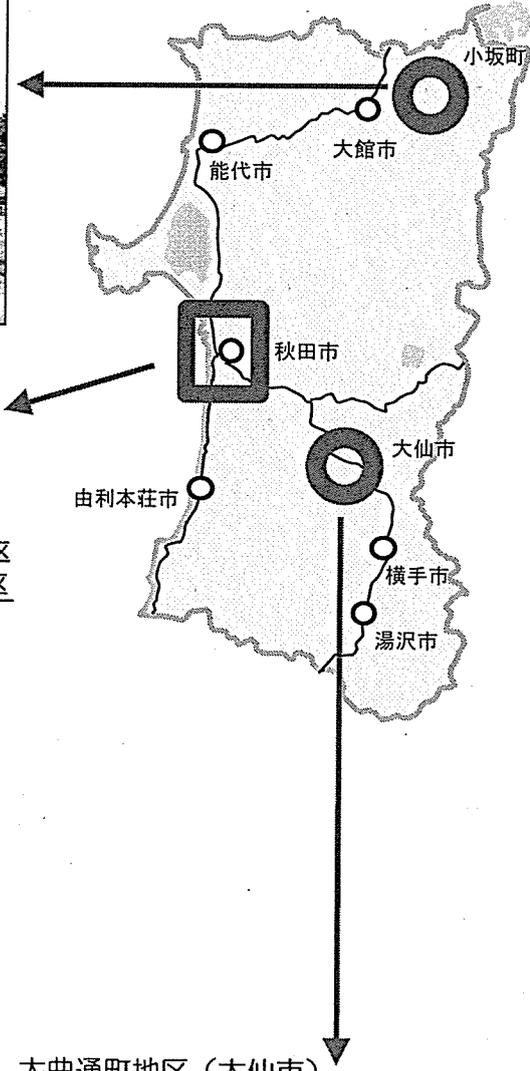
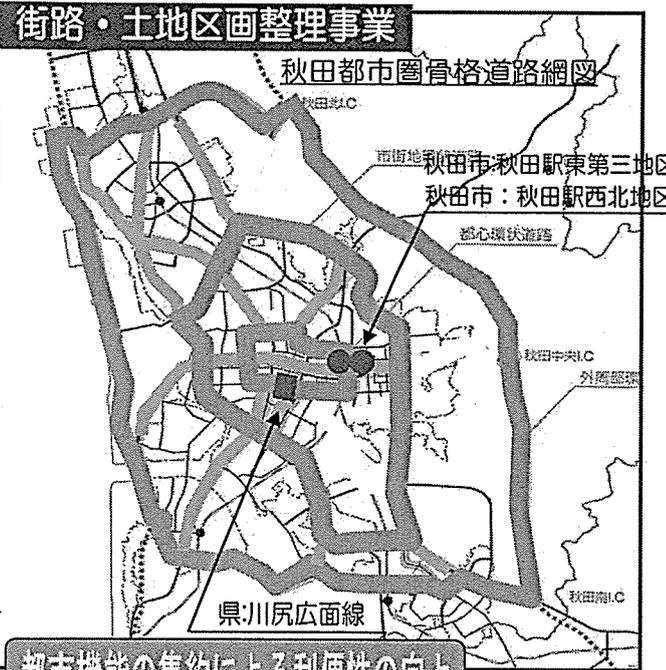
- (1) 市街地の円滑な交通を確保するため、都市の骨格を形成する環状道路網の整備などを行う街路事業や、安全で快適な都市生活の実現に向け、健全な市街地形成を図る土地区画整理事業などに積極的に取り組んでいます。
- (2) 各市町村では、地域の歴史・文化・伝統・風土など、その地域の持つ特性を活かし、地域再生・都市再生のため、地域の産業遺産を活用したにぎわい拠点の整備などを実施しています。
- (3) 中心市街地における商業の衰退や居住人口の減少及び大規模施設の郊外移転などによる、中心市街地の空洞化の進行を防ぐため、県民の意見を取り入れながら、県・市・商工団体等が一体となって中心市街地のにぎわい創出と活性化に取り組んでいます。

まちづくり関連事業の促進

明治百年通り周辺地区（小坂町）



秋田都市圏（秋田市）



（県担当課室名 建設部都市計画課、建築住宅課）

X I - 5 河川改修事業及び砂防事業等の推進について

国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (1) 異常気象がもたらす気候変化による水害に対応し、洪水被害から県民の生命・財産を守るなど、地域社会の安全・安心な生活を確保するため、都市近郊河川等の河川改修事業の推進を図ること。
- (2) 土砂災害から県民の生命・財産を守り、災害に強い県土づくりを進めるため、直轄・補助事業等のハード対策や、警戒避難体制整備等のソフト対策の推進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

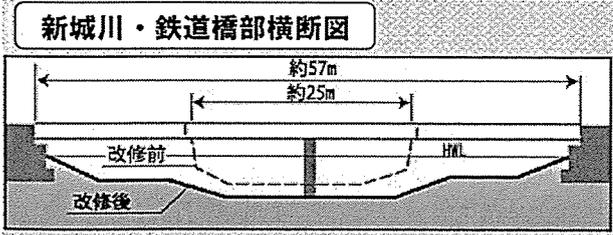
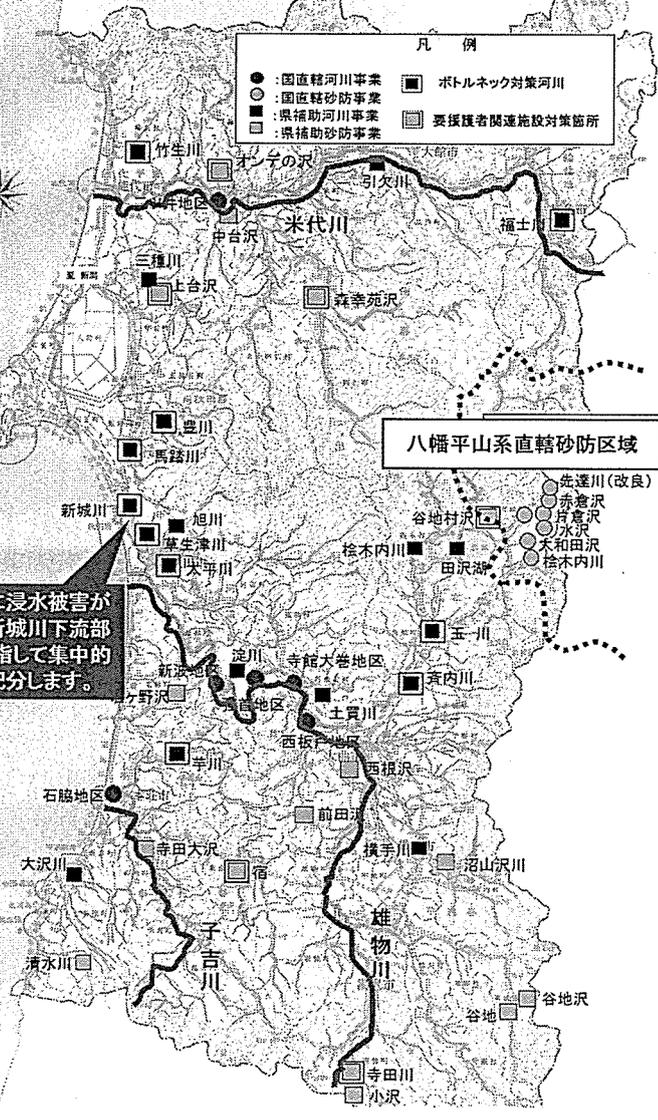
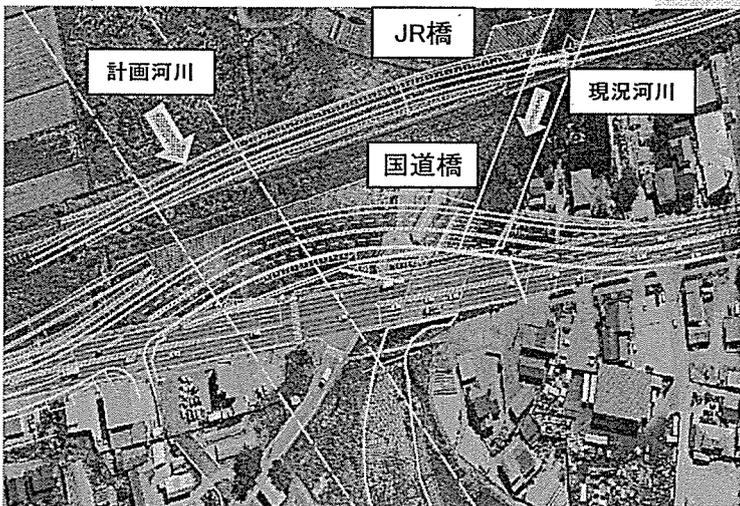
- (1) 当県の河川の整備水準は未だに低く、毎年の融雪や集中豪雨などによって被害が絶えず、地域住民に大きな不安を与えています。特に近年は異常気象に伴い、一級水系本川中流部や都市近郊河川の水害などが増大しており、雄物川玉川合流点下流部では国直轄事業で河川改修事業が進められています。
当県では、秋田市近郊の新城川などの都市近郊河川に重点的に投資し、早期効果発現に向けて取り組んでいます。これらの河川ではボトルネック箇所となる橋梁が多数存在し、その架け替え等への集中的な投資が今後必要になると見込んでいます。
- (2) 当県には整備が必要とされる土砂災害危険箇所が約3,300箇所あり、整備率は約24%となっております。また、八幡平山系の火山災害に備えるため、国直轄により火山砂防事業が進められています。
当県では、防災や減災が急務となっている災害時要援護者関連施設のある土砂災害危険箇所に対して、ハード対策やソフト対策を重点的に取り組んでおりますが整備水準は低く、対応を急ぐ必要があります。

新城川の事業計画



ボトルネック部への集中投資

平成25年度 秋田県における主要事業箇所図



毎年のように浸水被害が生じている新城川下流部の通水を目指して集中的に予算を配分します。

新城川の氾濫による被害状況

発生年月日	浸水面積(ha)	浸水家屋数(戸)		
		床上浸水	床下浸水	合計
H10.6.12	32.0	1	9	10
H13.7.30	0.1	0	2	2
H14.8.7	120.5	1	22	23
H18.7.3	420.0	1	25	26
H19.9.17	450.0	13	86	99
H21.7.19	65.0	1	15	16
H22.7.10	1.6	0	2	2

(県担当課室名 建設部河川砂防課)

X I - 6 ダム建設事業の促進について

国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

ダムは総合的な治水対策上重要な施設であると共に、利水や流水の正常な機能の維持など、複数の機能を兼ね備えている。

ダムにより洪水防御を行い、県民の安全・安心を高めることは勿論のこと、農業用水の供給による生産基盤の強化をはじめ、水道用水の供給や水力発電のエネルギー供給等の観点からもダム検証におけるダムの必要性を速やかに明示し、成瀬ダム建設事業、鳥海ダム建設事業の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、昭和62年・平成14年・平成19年に、家屋や農作物等が甚大な被害を受けています。昨年6月においても、床上浸水が雄物川中流域で82戸、子吉川中流域で31戸発生しています。

洪水に対する、安全・安心の確保は急務であり、流域一体となった効果的かつ効率的な総合的治水対策が望まれます。

- (2) 一方、平成以降でも、元年・6年・11年・23年に大きな渇水被害が発生しており、利水の安定が強く望まれています。

さらに、農業の発展に向けたかんがい用水の確保、下流域の市町に対する水道用水の供給、クリーンエネルギーとして見直されている水力発電の必要性も高まっています。

- (3) 以上のように、総合的な治水対策と利水対策の早期の効果発現が望まれており、時間軸を考慮した整備が必要です。

○現段階における直轄ダムの実施状況

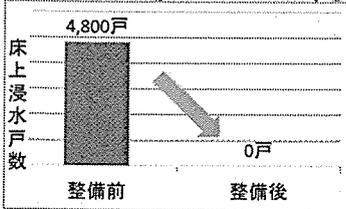
- ・直轄：成瀬ダム 転流工
- ・直轄：鳥海ダム 水文水質、環境調査

平成25年度 秋田県におけるダム建設事業箇所

鳥海ダムの効果

治水効果

河川整備計画において鳥海ダムと河川改修によって約4,800戸の床上浸水被害解消



利水効果

- ・1日あたり27,840m³の水道用水を供給
- ・平成以降8回発生した洪水被害を軽減

洪水時の給水状況

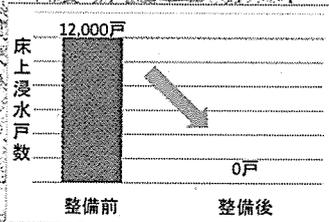


平成6年8月 由利本荘市

成瀬ダムの効果

治水効果

河川整備計画(素案)において成瀬ダムと河川改修により約12,000戸の床上浸水被害解消



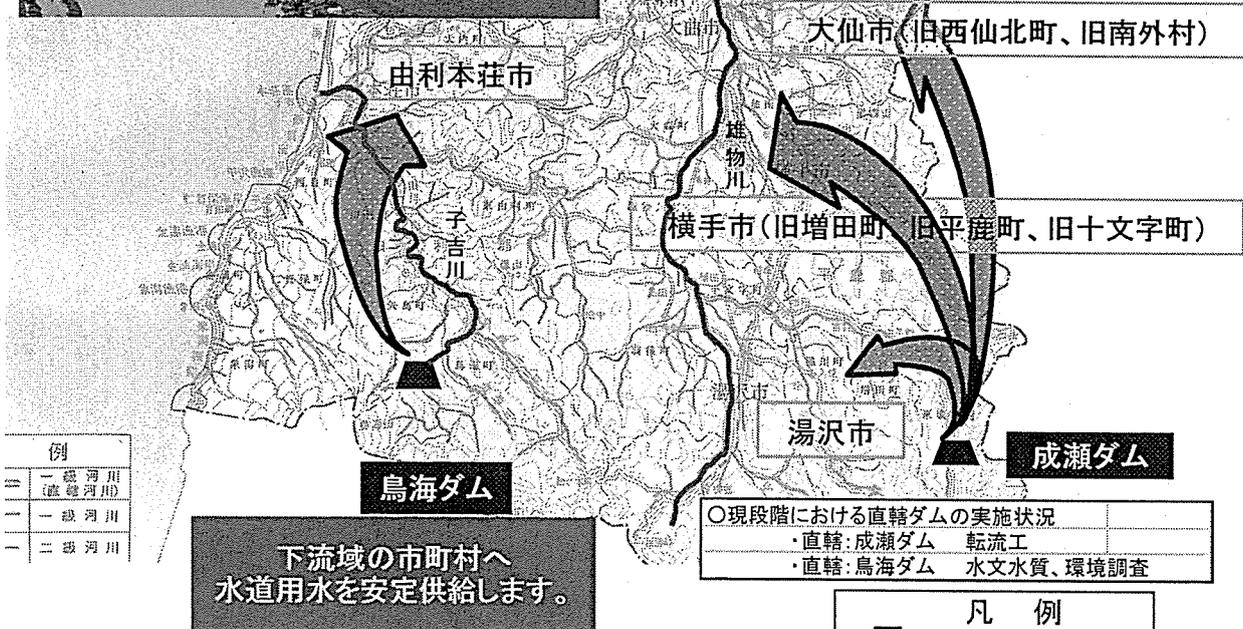
利水効果

- ・約10,050haの農地にかんがい用水を供給
- ・1日あたり15,225m³の水道用水を供給
- ・水力発電

平成23年6月由利本荘市



平成23年6月大仙市



例

一	一級河川 (直轄河川)
一	一級河川
一	二級河川

X II 環境保全対策の推進

XII-1 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策事業への支援の継続について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

平成24年度までの限時法である「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（産廃特措法）については国会に延長法案が提出されておりますが、平成25年度以降に講じる環境保全対策に係る事業に対しても、広く財政支援が継続されるよう検討すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した本県の能代産業廃棄物処理センターでの環境汚染問題については、平成17年に環境大臣の同意を得た「産廃特措法」の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら、「現場内処理」を基本とした環境保全対策を行ってきた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- (2) しかし、平成21年11月に新たに環境基準に追加された1,4-ジオキサンの基準を超えて検出されていることから、平成25年度以降も汚水処理等の環境保全対策を実施する必要があります。

能代産業廃棄物処理センター環境保全対策費

(単位：百万円)

年 度	事 業 費	うち国の支援額
H10年度	1,206	362 ※1
H11～16年度	675	3 ※2
H17年度	370	96
H18年度	741	229
H19年度	1,232	354
H20年度	137	45
H21年度	65	21
H22年度	58	19
H23年度	80	23
合 計	4,564	1,152

※1 平成10年度の国の財政支援は当該年度に限り措置されたものである。

※2 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。

また、支援対象事業費の2/3の75%を特例地方債で充当し、この特例地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

XII-2 八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画に位置づけられた事業に対する支援の継続・拡充を図ること。

また、湖沼水質保全計画（第2期）の策定に対する支援制度の創設を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖は、国営干拓事業が完了した後、徐々に富栄養化が進行したことから、平成19年度に策定した「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第1期）」に基づき、総合的な対策を実施しています。対策に着手して以降、水質は概ね改善傾向にありますが、依然として環境基準が確保されない状況が続いており、今後も着実な水質保全対策の実施が求められています。

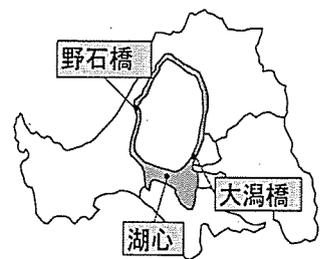
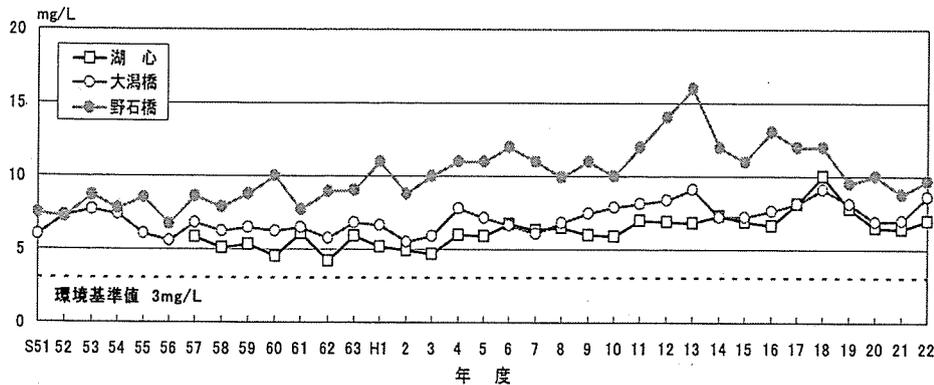
このため、県では、湖岸の植生回復、湖水の流動化促進、アオコ対策など様々な対策を県単独事業として実施しており、財政的に厳しい状況にあることから、これらの事業に対する支援が望まれます。

こうした中、平成23年度から、国の支援を得て、大潟村方上地区の自然浄化施設において「湖沼流域水循環健全化事業」を行っており、この事業についても一層の拡充が望まれます。

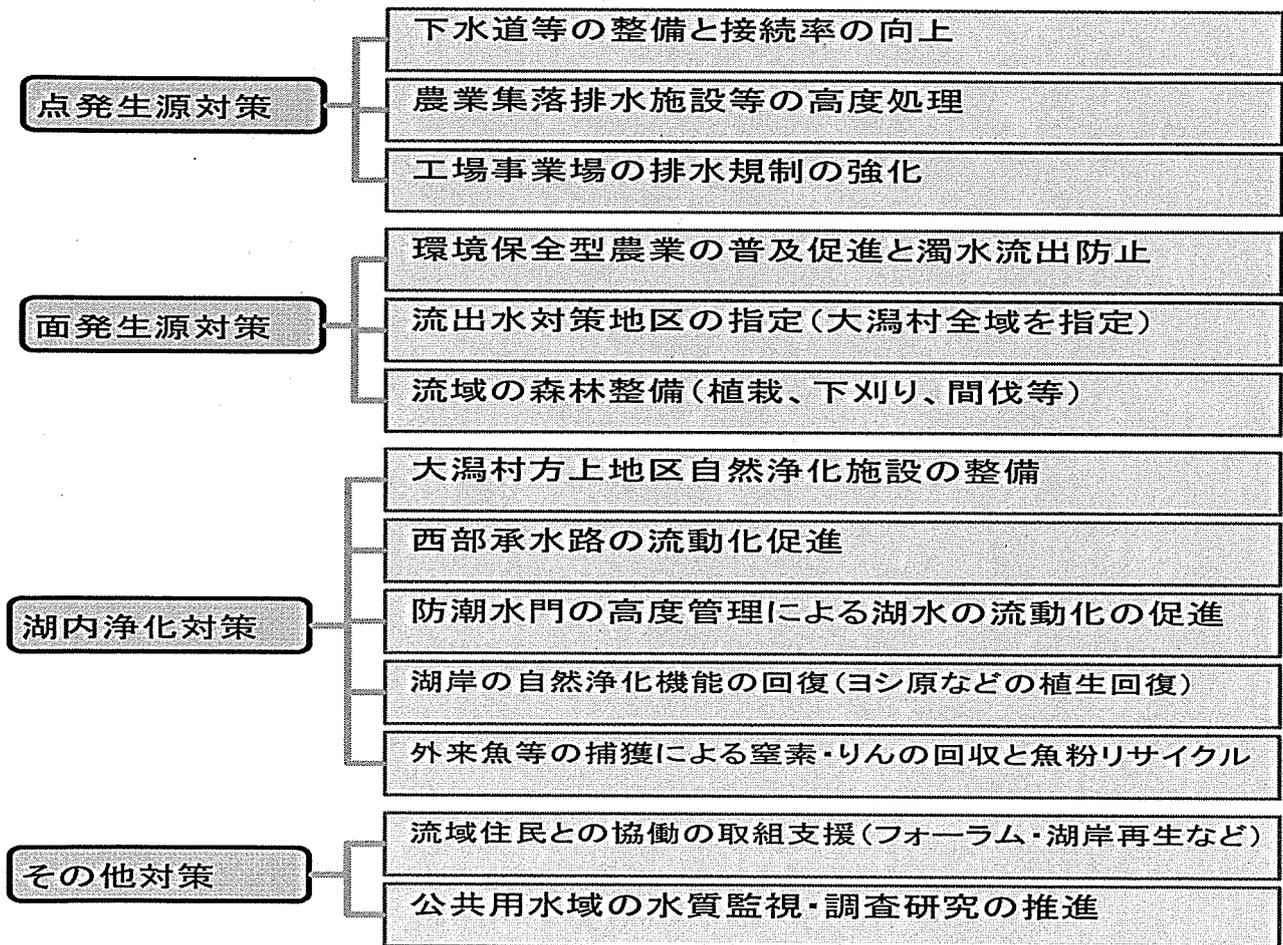
- (2) 平成25年度以降の対策を定める湖沼水質保全計画（第2期）の策定に向けて、更なる調査や新たな対策の必要性について検討することが求められており、これらの第2期計画策定作業は、技術的かつ財政的に大きな負担となっています。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 八郎湖水質保全対策の概要



(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

XII-3 国立公園における公園事業について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

国立公園内に、県が国庫補助事業等により整備した既存施設についても、国が速やかな改築や改修を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然とのふれあいに対する国民ニーズの高まりと共に、自然公園における野外レクリエーションや観光、休養、自然教育の場としての利用の機会が多くなっております。

国立公園における公園事業については、三位一体の改革に伴い、平成17年度から国が原則執行することになりましたが、国立公園内で公園事業により県が整備した施設は、引き続き県が補修・改修を行わなければならないことから、年々財政的な負担が増加してきております。

- (2) 当県では国立公園内において、これまで補助金等により整備した施設が53箇所あるものの、年々施設の老朽化が進み、大規模な改修やリニューアルが必要になってきております。

(県単独事業費に占める「国立公園内の施設の改修・補修事業費」の割合は、平成20年度～平成24年度まで5カ年間の平均で、半分のシェアを占めております。)

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

XⅢ 安全・安心な暮らしの確保

XⅢ－1 消費者行政の充実に向けた支援の拡充について

内閣府消費者委員会、消費者庁

【提案・要望の内容】

複雑、多様な消費生活相談が増えてきているなかで、県及び市町村が継続的・計画的に、消費者教育の拡充や消費生活相談員等の人材確保・育成などに取り組めるよう、財政措置を含めた支援制度の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、今年度で終了する国交付金をもとにした基金を活用して、消費生活センター機能強化事業等により、県及び市町村の消費生活相談員を増員するなど、消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、平成23年4月には県生活センターの北部・南部消費生活相談室を開設し、体制の強化を図ってきております。
- (2) 今後も、引き続き、出前講座の拡充により消費者教育の充実に努めるとともに、受入実務研修等の実施により、市町村の消費生活相談員等の実務能力向上を図ってまいります。積極的な消費者行政を推進していくためにも、国の継続的なサポートが必要です。

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

XⅢ－２ 地上デジタルテレビ放送視聴への支援について

総務省情報流通行政局

【提案・要望の内容】

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共同受信施設の整備や高性能アンテナの設置などの恒久的対策が進んでいない世帯に対して、地上デジタル放送の視聴が早期に可能となるよう支援を拡充・強化すること。

また、共同受信施設等を整備したことにより新たに発生する住民負担の軽減を図るため、維持管理費用に対する支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地上放送のデジタル化によってテレビが視聴できなくなった「新たな難視」地区（４０８地区４，５９６世帯）のうち、いまだ恒久的な対策の見通しが立っていない箇所が１９地区３４世帯（平成２４年４月現在）あり、これらの世帯では、地形上の制約から受信点を遠隔地に取りざるを得ない等困難な視聴環境のため、多額の維持管理費用を少数の世帯で負担する問題等により共同受信施設の整備や高性能アンテナの設置が進まない状況にあります。
- (2) 「新たな難視」地区の世帯を対象として、国が衛星デジタル放送による受信対策を実施していますが、これは平成２７年３月までの暫定的措置である上、東京キー局の番組を標準画質で送信するなど限定的な放送内容となっています。このため、これらの世帯では、長期にわたり防災情報をはじめとした県民生活に不可欠な地域情報の入手に制限が課せられています。従って、県内全ての住民が地上デジタル放送を視聴できるようになるまで、国の責任と負担において支援策を講じ、できるだけ早期に恒久的対策へ切り替える必要があります。また、既に共同受信施設を設置した地区についても、新たに発生し将来的に継続する点検保守料等の維持管理費用を軽減するための支援制度を創設する等、地域間格差が生じないよう支援を拡充する必要があります。

(県担当課室名 企画振興部情報企画課)

XⅢ－3 自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づく政府が講ずるべき自殺対策に必要な財政上の措置として、地方公共団体の自殺対策への継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における平成22年の自殺者数は358人で、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は33.1（全国平均23.4）となっており、平成7年から全国1位の状況が続いています（平成22年人口動態統計月報年計（確定））。
- (2) こうした状況を踏まえ、当県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。
また、平成22年度に、新たに民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が発足し、民、学、官が一体となった自殺予防対策を推進しています。
その結果、警察庁統計によると、平成23年の自殺者は前年と比較して25人減少し、343人となりました。
- (3) 国においては、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定など制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援についても、地域自殺対策緊急強化交付金や地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が交付され、当県でも自殺対策事業に活用しています。
しかし、事業実施期間が平成26年度までとされていることや、交付額が段階的に引き下げられる見込みとなっていることから、今後の自殺対策について、継続的かつ安定的な財政支援を求めるものです。

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

XⅢ－４ 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成22年4月27日の刑事訴訟法等の改正により、公訴時効について、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては撤廃、禁錮以上の刑に当たるものについては延長されました。当県では、3件の未解決殺人事件が時効撤廃の対象となり、今後も継続した捜査が求められることとなっています。

今後、更に対象となる事案の増加が予想されますので、犯人の早期検挙に向けた初動捜査を徹底するとともに、未検挙事件については継続した捜査体制を長期にわたり維持・確保する必要があります。特に、殺人など未解決重要事件については、専従の捜査員による強力な捜査体制を構築することにより、早期解決を図ることが必要です。

- (2) 当県の高齢化率は年々増加を続け、平成23年7月現在29.6%と、今後も高齢化の進行が見込まれます。高齢者が被害となる振り込め詐欺の未然防止や交通死亡事故抑止については、県警察の重点課題に掲げ、諸対策を強力に推進しているほか、緊急雇用創出基金を活用した各種事業等にも取り組んでいます。

高齢化の進行に伴い、多数の高齢者が犯罪や事故の被害者、加害者となることが懸念されますので、高齢化社会に対応した総合的な治安対策が求められています。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

XⅢ－5 冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について

警察庁長官官房、刑事局

【提案・要望の内容】

年々増加傾向にある変死事案について、誤検視を防止するとともに遺族感情や衛生管理に配慮した適正な検視業務を推進するため、荷室を一定の低温に保持する設備を備えた冷蔵装置付きの遺体搬送車を県内の全警察署に配備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県で取り扱う変死体は、年間1,600体を超え、高齢独居世帯の増加に伴い、死後変化が高度に進行した死体や屋外死体など、警察署に搬送した上で詳細な検視を行って、死因を解明する事案が増加しているほか、解剖に付される死体数もここ数年200体を超えています。
検視業務は、死因を究明し、事件性を判断する重要な業務であり、近年、他県での誤検視が社会問題になるなど、適正かつ慎重な検視業務の推進が強く求められています。一方、親族の突然の不幸に遭遇した遺族の心情に配慮した適切な遺体の取扱い、感染症罹患者や高度に腐敗した遺体を取り扱う職員の衛生管理にも配慮する必要があります。
- (2) 遺体搬送車は、遺体発見現場から検視を行う各警察署霊安室までの搬送、解剖に付される遺体を秋田大学までの往復搬送、更には遺族の待つ自宅などまでの搬送に使用しています。また、昨年の中日本大震災に際しては、多数の遺体搬送のほか、一時的な遺体の保存場所、応急的・臨時的な検視場所としてなど搬送以外の用途でも活用されており、高い汎用性が認められます。
- (3) 現在、遺体搬送専用車として整備されているのは、本年度中に整備予定の1署1台を含めた5署5台のみであり、他の10署は、資機材や人員等の輸送に使用する捜査用多目的運搬車や小型輸送車を代替使用しています。代替使用車であるため、乗車席と荷室との間に隔壁のない車両もあり、悪臭や職員への感染防止上極めて憂慮される状況にありますので、県下の全警察署に冷蔵装置付き遺体搬送専用車を配備することが必要です。

(県担当室課名 警察本部刑事部捜査第一課)